

平成14年 定例第4回

新得町議会会議録

開 会 平成14年12月10日

閉 会 平成14年12月19日

新得町議会

第 1 日

平成14年第4回新得町議会定例会（第1号）

平成14年12月10日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	議案第78号	公平委員会委員の選任同意について
4	議案第79号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第80号	十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更について
6	議案第81号	新得町駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第82号	新得山スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第83号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第84号	平成14年度新得町一般会計補正予算
10	議案第85号	平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	議案第86号	平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算
12	議案第87号	平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算
13	議案第88号	平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
14	意見案第10号	国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に関する要望意見書
15	意見案第11号	季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書
16	意見案第12号	基礎年金の国庫負担割合を速やかに2分の1に引き上げることを求める意見書

会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告(第1号)
	行政報告
議案第78号	公平委員会委員の選任同意について
議案第79号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更について
議案第81号	新得町駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	新得山スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号	平成14年度新得町一般会計補正予算
議案第85号	平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第86号	平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算
議案第87号	平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算
議案第88号	平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
意見案第10号	国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に関する要望意見書
意見案第11号	季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書
意見案第12号	基礎年金の国庫負担割合を速やかに2分の1に引き上げることを求める意見書

出席議員(17人)

1番 川見久雄 議員	2番 藤井友幸 議員
3番 吉川幸一 議員	4番 千葉正博 議員
5番 宗像一 議員	6番 松本諫男 議員
7番 菊地康雄 議員	8番 斎藤芳幸 議員

9 番 廣 山 麗 子 議員
 11 番 石 本 洋 議員
 13 番 松 尾 為 男 議員
 16 番 高 橋 欽 造 議員
 18 番 湯 浅 亮 議員

10 番 金 澤 学 議員
 12 番 古 川 盛 議員
 15 番 黒 澤 誠 議員
 17 番 武 田 武 孝 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長		小 笠 原 一 水
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 務 課 長	鈴 木 政 輝
企 画 調 整 課 長	畑 中 栄 和
税 務 課 長	長 尾 正 彦
住 民 生 活 課 長	富 田 秋 俊 雄
保 健 福 祉 課 長	小 森 山 秀 敏
施 設 課 長	村 中 隆 雄
農 林 課 長	浜 田 正 利
商 工 観 光 課 長	西 浦 茂 治
児 童 保 育 課 長	高 橋 未 昭
老 人 水 一 厶 所 長	常 松 敏 昭
屈 足 支 所 長	長 谷 川 貢 一
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	武 田 芳 秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	佐 々 木 裕 二
学 校 教 育 課 長	高 橋 昭 吾
社 会 教 育 課 長	齊 藤 正 明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	加 藤 健 治
---------	---------

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣
書			記	渡	辺	美	恵
書			記	田	中	光	雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成14年定例第4回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、3番、吉川幸一議員、4番、千葉正博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本洋議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

◎石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る12月2日、午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から12月19日までの10日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月19日までの10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの10日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 11月29日の臨時第6回町議会以後の行政報告を行います。

12月2日には、「生きがい通所サービスふれあい」が屈足にオープンいたしました。開所以来、連日にわたりまして地域の住民、各階層のかたがたが、それぞれ本施設でいるんなかたちでの利用がなされているところであります。

また、同じ日でありますけれども、レンダリング事業団体長会議が招集されまして、これは、十勝農協連がBSE関連の死亡畜の専用処理施設を建設するというものでありまして、法律の改正によりまして、死亡畜については別系列でその処理を行うということになりました。総事業費が12億円といわれておりまして、平成15年度に中札内のレンダリングの工場に併設されることになっております。年間この死亡畜は約2万5千頭あるといわれておりまして、これに関連いたしまして、管内の市町村に対しましても十勝農協連から、家畜の頭数に応じて一定の負担が求められております。まだ事業費が最終的には確定いたしておりませんが、12億円の10パーセントということでありまして、これを5年間の分割で支払いをしていくということになりました。

また、同じ日でありますけれども、新得観光振興公社、ここに札幌グランドホテルから総支配人の派遣を受けまして、この日以後、東大雪荘の総体的な経営改善のために、専門家の派遣を受けて経営改善に取り組んでいきたいということで、期間といたしましては1年以内でその成果を見ながら判断をしていきたいと考えております。

12月3日には、特別職報酬等審議会を開催いたしました。今回は有額諮問をいたしまして、同日答申を受けております。

町長については、4.5パーセント、助役は3.5パーセント、教育長が2.5パーセントをそれぞれ給与月額を引き下げる答申をいただいております。平成15年1月1日から実施をいたすべく別途議案を提案しておりますので、ご審議賜りたいと考えております。

12月5日には、千葉玄昭氏が保護司としての長年の活動が認められまして、勲五等瑞宝章の受章をいたしましたので、その祝賀会が開催されております。

また、同じ日でありますけれども、フクハラ屈足店が新装オープンとなりまして、地域における長年の懸案の課題が解決したかと考えております。町のほうといたしましても、これと並行いたしまして、現在公共買物駐車場の整備をいたしているところであります。

次ページにまいりまして、12月6日には、クラブメッド・サホ口の冬の村がオープンいたしました。冬の村は、15年4月6日まで営業が行われる見通しとなっております。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 議案第78号 公平委員会委員の選任同意について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第78号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第78号、公平委員会委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会委員に、新得町屈足緑町4丁目45番地、鵜沼好美氏を選任したいので、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

鵜沼好美氏は、昭和29年生まれで48歳であり、平成7年6月から2期7年半、この職にあり、12月24日に任期満了となりますが、適任でございますので、引き続き選任いたしたく、議会のご同意をよろしくお願い申し上げます。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は17人ですが、議長を除くと16人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、12番、古川盛議員、13番、松尾為男議員、15番、黒澤誠議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、12番、古川盛議員、13番、松尾為男議員、15番、黒澤誠議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

本件は公平委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたしました。
これから開票を行います。
古川盛議員、松尾為男議員、黒澤誠議員、開票の立ち会いを願います。

[開票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	16	票、
そのうち有効投票	16	票、
無効投票	0	票、
有効投票中 賛成	16	票、
反対	0	票、

以上のとおり、賛成が全員であります。
よって、本件は同意することに決しました。
議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第4 議案第79号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次のページを御覧ください。提案理由であります。職員給与の引き下げと、行財政改革を推進するため、特別職及び教育長の給料を引き下げるものであります。なお、特別職報酬等審議会は、さきほど町長の行政報告のとおり、12月3日開催し、諮問のとおり答申をいただいております。

改正の内容ですが、特別職の給与について、町長、現行89万円を4万円引き下げ、改正後85万円に。助役、現行71万8千円を2万5千円引き下げ、改正後69万3千円に。収入役・教育長、現行63万5千円を1万6千円引き下げ、改正後61万9千円にするものでございます。

条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成15年1月1日から施行する。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

◎石本洋議員 議案第79号の説明、まず第1に、この特別職の給料の引き下げの議案

の提案説明は、総務課長がこうやったら、こういうのこそ、自分の給料を引き下げるものは自分であるところで提案をすると、痛みも顔に出てくる。そうするとみんな真剣になる。それが上役の3人の給料を下げる提案を、課長がやるということが大体おかしいのではないかというのが第1点ですね。

それから私は、特別職の給料というのは、もともと高いか安いかは別として、それなりの仕事をやっていただいているというふうに思えば、下げるまでもないなという思いがしておるわけなんです。下げるるとするとそれなりの仕事をしていないのかといったようなことに結び付くわけですよ。と言いながらも、昨今の情勢からいって、下げるとすれば、われわれは、とにかく町長は3万円、助役は2万円、収入役・教育長は1万円ぐらいでいいのではないかと、こういうようなことで内々にちらっと総務課長にも話しておいたことがあるわけなんです。町長の審議会に対して金額を示しての諮問でございますから、特別職報酬等審議会も、その線に沿っての答申と、こういうことになったのかなと、こういうふうに思うわけですね。

そこで、給料を下げるというのは、いってみれば経費節減の一番てっとりばやいことでもあります。人事院勧告が2・3パーセントでしたか。町長は4・5パーセントぐらいの引き下げということで、3月の期末手当を全額カットといったような大きな痛みもしながら、また、かつここで大幅な引き下げをするということは、もうとにかく投げやりになっているのではないかなという気もしないわけではないんですよ。給料それなりの仕事をしてがんばっていただくということでひとつ考えていただきたいなと。

それから町長は、これと関連付けて話をするわけなんです。2年ほど前の合併問題のときには広域連合というお話をされておりました。さきほど公平委員の問題、人事案件を投票で決めさせてもらいました。だけど、現時点では賛成に入れたわけですが、ただ、公平委員というものは、それこそ広域的にすべきものであって、十勝一円でやってもいいような問題ですので、給料というものの節減と結び付けて考えていけば、むしろそういうところで考えていくべきでないのかというふうに考えるわけなんです。以上3点質問します。

◎湯浅亮議長 石本議員に申し上げます。ただいまの最後の質疑については、別件と考えますので、答弁を省かせていただきたいと思います。畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。まず1点目、提案の説明の關係でございますが、給与關係の議案につきましては、あくまでも総務課長の仕事といたしますが、そういうふうに考えておりますので、私のほうから提案をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

それから2点目の引き下げの關係であります。このところの新聞を見てもお分かりのとおり、管内町村もそれぞれ特別職の給与等について引き下げを行っているわけですが、ご承知のとおり交付税の削減など、ますます財政状況が厳しくなる中、町民に新たな負担をいただく事態にもなりかねないというときでありますので、職員のほうも人事院勧告で給料の引き下げを行いましたので、特別職もその痛みを分け合おうと申しますが、そういう観点で今回引き下げということにいたしております。

また、首長と申しますか、町長の行革の姿勢の現れの一つでもあるのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 給与等に関しては、私も質問することはないんですけども、今の総

務課長のお答えの中に、痛みを分け合うと。人事院勧告と、自ら給料を下げるということは、これは違うと私は思っております。

人事院勧告の勧告は、これは国で決められたことで、2.3パーセントは、みんなが、どこの町村もやっているんです。町長の、特別職の給与っていうのは、自ら下げるんだから、そういうふうな痛みを分け合うなんていったら、職員はもうちょっと、町長が4.5パーセント下げたら、2.3プラスなんぼ下げなければいけないと、こういうふうなの痛みを分け合うと、私はそのように思っております。

また、この報酬審議会、今回は何人のメンバーで、どのぐらいの時間で諮問をしたら、「はい、いいですよ」ってなったのか。メンバーの名前はいいですけども、何人の審議会の委員がいて、どのぐらいで決められたのか。議会に、議員についての諮問も若干聞いておりますけれども、どのような討論になったのかお聞かせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。1点目の痛みを分け合うという答弁を申し上げたわけですが、私の考えとしてはあくまでも人事院勧告で職員が下がったので、3役自らが人事院勧告と、それから提案理由にもありますように行政改革の推進をするということで、合わせてその痛みを分け合うという発言をしたわけですが、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、報酬審議会の関係ですが、メンバーにつきましては8名でございます。議論は、おおよそ1時間の議論をいたしております。

その討論の内容でございますが、今回はさきほどから申し上げているとおり、あくまでも有額諮問でございましたので、その諮問が妥当かどうかということでご意見をいただいております。

審議に当たりましては、管内の状況とか、それから類似団体の支給状況、それから町長以下一般職含めて年収の比較とか、その辺の資料を説明して、そのうえで議論をいただいて、諮問どおりでよいのではないかとのご意見をいただいております。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今回、十勝管内的に見ましても、大半の町村が、特別職の給与を引き下げに踏み切ったと。これはおかれている自治体の財政状態というものが、その給与改定の大きな引き金になっていると考えているところであります。

この内容を見ますと、人口の多い町だとか、少ない町だとか、あるいは財政状態がいいところだとか、悪い自治体だとか、そういうことが全く勘案されなくて、それぞれの自治体の長の姿勢といいましょうか、考え方といいましょうか、それによって今回管内的に報酬の引き下げが行われていると。従前ですと、人口規模ですとか、町の財政状態ですとか、そういうひとつの並びの中で給与決定がなされてきたというふうに考えております。

しかし、今回はそうした従前の常識というものが全く崩れて、それぞれの自治体がやはりそこまで落とすべきだという長の判断もあって、給与改定がなされてきたものだろうと私は考えております。

したがって、私どもも早い時点から行政改革、あるいは行財政の改革というものに取り組んできておりまして、そのうえで、われわれの報酬がどうあるべきかということをも十分検討させていただきまして、今回有額諮問に至ったと、こういうことでありまして、従前から見ると市町村のおかれている財政状態というものが、これは国によって影響を

与えられているわけでありますが、非常にそうした事態に立ち至ったことを十分参酌して、諮問をして答申をいただいたということに基づいての提案でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 答弁はいらないうつもりで質問に立たせてもらいました。

こういうふうなときは、必ず他町のほうを先に出して、管内的にこうだから新得町もこうしましたというような言い方を常に前面に打ち出すような言い方をしておられる。

私は前回も言いましたけれども、なんで新得町はこうしますというような言い方をできないのかなと。私は給与等も、「他町がこうして、管内的にこうだから新得町もこうします」と、この言い方は非常に私は好きじゃない。

答弁するほうは、それが一番当たり前なのかもしれませんが、こういう言い方をなるべくしていただきたくない。

それから今、町民に町財政が苦しいために、町民にいろいろな補助制度、それから仕事量で、我慢を虐げられる予算編成になっていると思うけれども、この4.5パーセント、町民から見たら当たり前だという人と、まだ足りないという人と、いろんなことを聞いております。

ですから、職員一同も人事院勧告で2.03パーセント下がったから、私たちも痛みを分け合ったという気持ちとともに、まだ町民はこの新得町の予算の中で、それ以上に我慢を虐げているわけですから、がんばってやっていただきたいと思うけれども、どうも給与の問題になると、他町村に比べるとというのは好きじゃない。再三再四言いますが、今度の答弁、考えておいてもらいたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 これは今日が提案日でありますけれども、私どもが方針を決めたのは、かなり早くの段階でありまして、他町村が給与改定に踏み切る前に、私どもはこの線でいこうというのを決めて、過般の確か議運でしたか、お話しを申し上げておりまして、よそを全部見てやったわけではないんです。議会の日程が今日、ほんとうは11月の議会に提案しようとしていたんですけれども、最終的にもろもろの判断で本日の提案になったと。

しかし、この方針は相当1か月近く前から決めていた方針でありまして、よそを見て決めたのではないということをひとつご理解賜りたいと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第79号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

及び十勝環境複合事務組合規約の変更について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第80号、十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小森住民生活課長。

[小森俊雄住民生活課長 登壇]

◎小森俊雄住民生活課長 議案第80号、十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

右のほうに提案理由が出ておりますのでご説明申し上げたいと思います。平成15年の4月1日から、十勝環境複合事務組合で共同処理している、し尿汲取施設の設置及び管理運営に関する事務について、新たに池田町、豊頃町及び浦幌町が加わりました。ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務について、豊頃町を加えることの協議が整ったことにより、地方自治法第290条の規定により、十勝環境複合事務組合規約の変更について、議決を経ようとするものであります。

本文を省略させていただきたいと思います。

なお、この規約は、平成15年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[小森俊雄住民生活課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 私、誤字だけをお聞きしたいなと思うんですけれども、「及び浦幌町」と。なんで条例の中に1町村だけ「及び」というふうにして、その後に町村名が付くのか。「幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町」とすればいいのかなと思うんですけれども、その説明だけお願いいたします。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 なぜこうなるのかということについては、ちょっと私も答弁できませんけれども、今までの条例の書き方なり規約の内容を見ますと、最後の町村に、前段で「及び」となっておりますので、こういうかたちになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第80号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号 新得町駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第81号、新得町駐車場設置条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。西浦商工観光課長。

[西浦茂商工観光課長 登壇]

◎西浦茂商工観光課長 議案第 8 1 号、新得町駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、屈足市街地幸町のスーパークハラ東側に整備いたしております買物駐車場が完成するに伴い、本条例を改正しようとするものであります。駐車台数は 1 8 台を予定いたしております。

本文にまいりまして、第 2 条の表に次の 1 項を加えるものです。

名称は、屈足幸町買物駐車場。

位置は、新得町屈足幸町 1 丁目 2 2 番地 1。

面積は、5 0 8 . 2 7 平方メートルでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[西浦茂商工観光課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 8 1 号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 2 号 新得山スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第 7、議案第 8 2 号、新得山スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤社会教育課長。

[斉藤正明社会教育課長 登壇]

◎斉藤正明社会教育課長 議案第 8 2 号、新得山スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。提案理由でございますけれども、リフト券確認の簡素化及び利用者の利便性向上のため、リフト中間券及び 1 2 回券を廃止し、また、ロッジで施設が老朽化し、宿泊する機能が不備でありまして、数年来宿泊利用もありませんので、宿泊施設を休憩施設として利用するために、本条例を改正しようとするものであります。

改正内容でございますけれども、1、スキーリフト使用料。現行、区分で中間まで、頂上まで 1 回券 2 枚、1 回券、1 2 回券ということで区分しておりましたけれども、改正で頂上まで 1 回券、中間下車可能ということでございます。

現行、大人 1 回券 1 3 0 円、1 2 回券 1 千 2 0 0 円を、改正後 1 回券大人 2 6 0 円。

児童・生徒、1回券60円、12回券600円、これを改正後、小人を120円とするものでございます。

備考、児童・生徒とは中学生以下とする。改正後は、備考、小人とは中学生以下とするということに改正いたします。

なお、3時間券、1日券、シーズン券は、現行どおりでございます。

2、研修室A、B、従来宿泊施設に使用していたものでございますけれども、研修室A、Bにおいてスポーツのための使用についての使用料は、徴収しない。

3、ロッジ使用料のうち宿泊利用料は廃止する。

4、適用年月日は、公布の日から施行する。

なお、改正する条例文の朗読説明については省略させていただきます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[斉藤正明社会教育課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 この中で提案理由であります。リフト券確認の簡素化ということでありましてけれども、中間ではリフト券は切らないのかもしれませんが、中間には安全を確保するための管理人かなにか、いるのかいないのか。

それから、このままでいくと、中間でも下車可能と、降りることは可能ということですが、逆に言うと、今までからいうと値上がりしたような感じになるのかなというふうに考えますが、その点についてどのように考えているのでしょうか。

◎湯浅亮議長 斉藤社会教育課長。

◎斉藤正明社会教育課長 中間に今まで安全管理と切符の確認ということで1人おりましたけれども、従来どおり今までそういうことで、中間で降りるものですから、どちらかという安全管理よりそっちのほうが注意を怠ったものですから、従来どおり1人おきまして、安全確保のほうに重点をおきたいと思っております。

それから、確かに中間券がなくなったということで、特に子どもたちについてはちょっと値上がりという感じを受けますけれども、少年団だとか、特に専らスキーをやる少年団だとか、そういうときには特別の減免もございまして、それから団体についても少年団の団体についても減免もございまして、そういうことで、確かにそういうような傾向は否めないんですけれども、ご理解いただきたいと思っております。

なお、1回のリフト券120円につきましては、管内的には最低の部類でございますので、そこら辺のほうもご理解いただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 関連みたいなものですが、今まで頂上まで行っていた人、それから中間で降りていた人、その割合なんですけれども、中間で降りる人は、この1回券あるいは回数券の中でどのぐらいの割合がいたものか、お聞きしたいと思っております。

◎湯浅亮議長 斉藤社会教育課長。

◎斉藤正明社会教育課長 今、手もとに資料がございませんので、後ほどご報告いたします。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 簡易リフトもありますけれども、その簡易リフトは今も運行しているのでしょうか。むしろ運行しているとしたら、同じ体系、それを利用する距離はだいぶ

ん違いますけれども、その料金体系はどのようになるのでしょうか。

◎湯浅亮議長 齊藤社会教育課長。

◎齊藤正明社会教育課長 簡易リフト、第2リフトということでございますけれども、第1リフトのほうが大体800メートル以上ですから、第2リフトは300メートルございますけれども、去年も1回しか使用しておりません。それから数年来1、2回ということで、特に無料の日、特に多く来るときに使うということで。それから、その第2リフトを使うだけで、電気代だけで百数十万円余計にかかっておりますので、いちおう、平成15年度は休止ということで、ちょっと様子を見たいと思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 新得山スキー場は、利用者の減少によって毎年話題になっているのかなと。今回、提案理由、私は誤字にこだわりますけれども、リフト券確認の簡素化。これは簡素化になるだろうなと思っているんですよね。今まで1枚切符を切っているか2枚切符を切っているか、中間点でいっしょうけんめい調べている人やなんか、そういうのがなくなるんですよね。でも、利用者の利便性があるかという、高くなっているんですよね、料金は。この料金設定は安くはしていないんです。絶対高くしているんです。

ですから、この利便性向上なんていう提案理由には私はならないと。なんで今どき、新得山のスキー場のリフト代を高くしなければいけないのかっていうのは、管理人をしていただいている人がたの運営費というんですか、こういうのが賄いきれないから、リフト券を高くされたのかどうか。そっちのほうしか、なんで新得町が今リフト券を高くしなければいけないのかっていったら、ご説明願いたいと、そのように思っております。

◎湯浅亮議長 齊藤社会教育課長。

◎齊藤正明社会教育課長 結果的には高くなるような関係でございますけれども、決して管理人の運営だとか、そういうものにある程度引き上げてするということではございませんので、いろいろご意見を聞きまして、利用するほうもいちいち券をするのが大変だということで、去年もいろいろ話を聞きまして、苦情もございました。管理するほうもそういう回数券のチェックなどにも気を使いまして、スキー場の安全だとか、そういうことに手落ちがあることもあるということでございます。

また、この券で時々トラブルがあることがあるんですよ。1枚入れたとか2枚入れたということで。それがスキー場から足が遠のく人もいるようなこともちょっとやや聞きますので。確かに金額的には、中間券をなくすることで値上げという感も否めないわけでございますけれども、リフト料金としましては確かに、また管内的にと言うとお叱りを受けるかもしれませんけれども、最低でございます。そういうことでなんとかご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 私は、中間下車可能と、この料金は高くなったと。そしたら260円ではなくして、もうちょっと考えてもいいのではないかなと。確かに券を1枚渡した、2枚渡したと、今までのトラブルがあるというのは分かるんです。でも、実際には高くなったなという印象しかないんです。

それから、さきほど課長が言われた、少年団に対する特別料金があるよと。これは明記しないでも、特別料金、今回設定をしたら、何人で行けば特別料金の枠になるのか、ここに設定しないでもいいんですか。今度の特別料金というのは、ほんとうに特別料金

になったのかなと思うんですね。だから設定が必要じゃないかなって思うんですが。

◎湯浅亮議長 齊藤社会教育課長。

◎齊藤正明社会教育課長 特別料金というのは、規則で減免措置で少年団の場合は学校活動だとか、少年団活動につきましては、減免措置でやっております。また、団体は20名以上ですか、それについても割り引きというか、減免措置でやっております。

(「今までと同じじゃないか」の声あり)

それで、子どもたちのほうは確かに不都合なことになるかもしれませんが、そういうトラブルだとか、もし回数が多ければ、格安のシーズン券がございますので、そこら辺をご利用していただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 6番、松本議員。

◎松本諫男議員 吉川議員の関連みたいなわけでございますけれども、今の課長の答弁で、管内的に安いという表現をされたわけでございますけれども、決して安いとは思わないですよ。というのは、管内一遅く始まって管内一早く終わるのが新得山のスキー場じゃないのかなと思っているわけです。その辺いかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 齊藤社会教育課長。

◎齊藤正明社会教育課長 確かにオープン期間は街に近いものですから、確かに期間が短いということがございますけれども、1回に乗るリフトの延長だとか、そういうことを考えれば、私どもの調査ではかなり安い部類に入っております。特に子どもについては最低の部類でございます。

◎湯浅亮議長 6番、松本議員。

◎松本諫男議員 確かに回数券ということに関してはそうなのかもしれませんが、シーズン券に関してはどうでしょうか。サホ口あたりでも3万円かそこらじゃないのかな。期間からいけば、2万円値するシーズン券という価値そのものがどうなのか、お伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤社会教育課長。

◎齊藤正明社会教育課長 オープンはそれぞれ70日、多いときで100日ぐらい、去年は66日間だったんですけれども、ちなみにずっとシーズン券も調べさせていただきまして、これも例えば隣のほうでは、大人が2万8千円のところ、うちは2万円でございますし、その次が芽室のほうで4万円のところ2万円ということでございます。子どものほうは極端に安くなっておりまして、例えば隣り町のほうでは1万6千円のところが、うちは5千500円だとか。それから芽室のほうも2万5千円ということがございますので、あながちオープン期間が短いからということでもなくして、シーズン券もかなり他町から比べると格安になっておりますので、うちのほうでは、総体的にみてリフト使用料は相当格安の部類かなと思って考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第82号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。11時10分までといたします。
(宣告 10時57分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開をいたします。
(宣告 11時13分)

◎湯浅亮議長 さきほどの菊地議員の質問に対し、斉藤社会教育課長から答弁をいただきます。

◎斉藤正明社会教育課長 さきほどの菊地議員のご質問でございますけれども、平成13年度で調べまして、延べリフト利用者が9万3千886人でございます。うち中間で降りたかたが5万6千754人、約60.4パーセントでございますけれども、これは主なものは、NPOの初心者スキー学校、それから町民大学の親子スキー教室、それからスノーボードについては全部中間で降りております。これらにつきましては団体減免扱いにしております。

日程第8 議案第83号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第83号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。富田税務課長。

[富田秋彦税務課長 登壇]

◎富田秋彦税務課長 議案第83号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、提案理由を御覧いただきたいと思います。健康保険法等の一部を改正する法律が、平成14年10月1日から施行されまして、この中で地方税法の一部の改正がなされたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次のページの改正内容についてご説明申し上げます。

1から5までの改正は、いずれも所得割額の算定における、特別控除適用に関するものでございます。

まず1の第3条の改正であります。一つは従来総所得金額中に給与所得が含まれている場合、給与収入の100分の5、上限が2万円の給与所得特別控除があったわけですが、これが廃止されるものでございます。

また、二つ目は青色専従者給与及び事業専従者控除が、それぞれ適用されることになるものでございます。

2の附則第2項の改正については、65歳以上の公的年金受給者に係る公的年金等特別控除の17万円が廃止されるものでございます。

3、4、5の附則第3項、第4項、第5項の改正については、長期譲渡所得、短期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得等における特別控除がそれぞれ適用されるものでございます。

6、7の附則第8項、第9項の改正につきましては、第3条の改正に伴う条文の整理でございます。

改正内容は以上であります。今回の条例改正によります税収面の影響については、青色専従者給与及び事業専従者控除などが課税対象となる所得金額から控除されるために、平成14年度ベースで試算いたしますと、130万円余りの減収が想定されるところでございます。

なお、条例本文の説明は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用するものでございます。

また、適用区分であります。改正後の規定は平成15年度以後の年度分の課税から適用し、平成14年度分までの国保税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

[富田秋彦税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第83号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第84号 平成14年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第84号、平成14年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第84号、平成14年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ804万円を減額し、予算の総額を74億9,207万7千円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正により、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

9ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費の一般管理費では、さきほど提案し、ご承認を受けました特別職の給与等の改正に伴い、それぞれ減額補正をしており、また、企画費では、地方生活バス路線維持補助金を新たに計上しております。

支所・総合会館費では、工事請負費の執行残の整理及びさきの台風で被害のありました総合会館屋根補修費を計上し、交通安全対策費では、寄附がございましたので、交通

安全看板作成用として需用費を増額しております。

9ページから10ページにかけての3款、民生費の福祉対策費では、平成15年度から始まる障害者等に係る支援費制度に伴う旅費を計上し、寄附がございましたので、財源移動及び除雪サービス用の備品購入費を計上しております。

負担金補助及び交付金では、給与改定等及び人事異動に伴い、社会福祉協議会補助金を減額し、繰出金では、療養給付費交付金等が決定いたしましたので、国民健康保険特別会計繰出金を減額し、前年度の国庫負担金が確定しましたので、老人保健特別会計繰出金を増額しております。

児童福祉費では、職員の長期入院に伴う、代替の児童厚生員の賃金を計上しております。

10ページから11ページにかけての衛生費の清掃費では、平成15年度から開始しますごみの有料化に伴う試行用ごみ袋及びシールなどの作成のための需用費を増額し、その取り扱い業務に伴う委託料などを計上しております。

リサイクルセンター運営費では、プラスチック圧縮機設置に伴う工事請負費を計上しております。

11ページから12ページにかけての農林水産業費の農業費では、水田農業経営確立対策推進交付金が採択されましたので、それぞれ補正をしており、畜産業費では、草地更新面積の増加及び大家畜経営維持資金の償還延長に伴い、それぞれ増額しております。

牧野運営費では、預託牛の増加に伴い、委託料の補正をしており、林業費では、先日行われました、全国原生自然環境保全フォーラムの道の補助金が決定いたしましたので、補助金を減額しております。

7款、商工費の商工振興費では、オガ粉工場増築に伴い、地域振興事業費補助金を新たに計上しており、観光費では、先に行われました「新そば祭り」の道の補助金が決定いたしましたので、新たに補助金を計上し、町観光協会補助金を減額しております。

12ページから13ページにかけての、8款、土木費の道路橋りょう費では、事業費の増加に伴い、補助金が増額になったため、財源移動を行っています。

都市計画費の総務費では、汚泥処分費増額に伴い公共下水道事業特別会計へ繰出金を増額し、住宅建設費では、特例加算が決定いたしましたので、増額になったため財源移動を行っています。

13ページから14ページにかけての10款、教育費の教育総務費では、特別職の給与等の改正に伴い、それぞれ減額補正をしております。

社会教育費の社会教育総務費及び公民館費では、寄附がございましたので、それぞれ新内ホール用など備品購入費を計上し、また、公民館備品購入事業補助金が採択になりましたので、同じく公民館研修室などのイス、テーブルの備品購入費を計上しております。

図書館費では、図書館の正面玄関自動ドアが故障いたしまして、修理不能となりましたので、新たに工事請負費を計上しております。

保健体育費の体育振興費では、町民大運動会及び国体カヌー道予選大会が中止となりましたので、それぞれ予算を減額しております。

学校給食費では、調理員の賃金改定及び用務員の採用に伴い、賃金を増額しております。

6ページに戻りまして、歳入をお開き願いたいと思います。

7 款、地方特例交付金の今年度の交付額が決定しましたので、補正しております。

1 1 款、使用料及び手数料の使用料では、牧場使用料の夏期及び冬期の預託が増加しましたので、補正をしております。

1 2 款、国庫支出金の国庫負担金では、国民健康保険税の軽減割合の変更により、基盤安定負担金を増額しているほか、国庫補助金では、公営住宅整備事業補助金の特例加算が決定しましたので計上しております。

6 ページから 7 ページにかけての 1 3 款、道支出金の民生費負担金では、国民健康保険税の軽減割合の変更によりまして、基盤安定負担金を増額しているほか、道補助金では、屈足総合会館暖房改修事業費の減額に伴いまして補助金を減額し、農林水産業費補助金では、水田農業経営確立対策推進交付金が決定しましたので新たに計上し、大家畜経営維持資金の償還延長により増額の補正をしております。

また、土木費補助金では、新内屈足線舗装補修事業費の変更により補助金を増額し、教育費補助金では、公民館備品購入事業補助金が決定しましたので新たに計上しております。

1 5 款、寄附金では、交通安全対策用として、帯広市ラリーチームカンサーのかたから、屈足生きがいデイサービスセンター用として函館市、名誉町民の駒木嗣雄先生から、保健福祉事業用として加島ツル氏から、新内ホール用として宮城県仙台市の佐久間洋子氏からそれぞれ寄附がございましたので、補正をしております。

7 ページから 8 ページにかけての 1 6 款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額し、1 7 款、繰越金では、前年度繰越金の補正でございます。

3 ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為補正は、追加として大家畜経営維持資金の融通に伴う利子補給を計上しております。

4 ページに移りまして、第 3 表、地方債補正は、それぞれの起債の利率及び償還の方法の変更をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2 番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 2、3 お尋ねをいたします。1 2 ページの商工振興費の補助金ですね、地域振興事業ということで 1 0 0 万円計上されておりますけれども、この事業、さきほど説明があったわけでございますけれども、オガ粉の増設ということでございますが、総事業費はどのぐらいのかたちの中で 1 0 0 万円補助しているのかお知らせいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 ただいまの地域振興補助金の関係でございますけれども、総事業費といたしましては、税抜きで 1, 0 7 8 万 9 千円ということになっております。

オガ粉工場の従来の施設を拡張するということで、製品のむらをなくすということで、スクリーンだとかベルトコンベヤー、それから機械の容量の増大によります発電機から北電への切り替えの事業費と、設備の増強についての補助として 1 0 0 万円を計上しております。

◎湯浅亮議長 2 番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 総額の1割ちょっとかなと思いますけれども、これは、地域振興ですから、企業がそういう仕事をしているわけですが、地域としてどういうメリットがあるのか。補助することによってね。例えば雇用の場が増えるとか、それに対する物品の調達が出てくるとか、その辺分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 ただいまのご質問の関係でございますけれども、補助の要綱によりますと、産業の振興と町の経済の発展に寄与すると認められた事業ということで、オガ粉工場でありまして、主に家畜の敷料として使われるものを生産する工場でありまして、酪農業界の要請に十分こたえられる工場であるというふうに思っております。

それから、雇用の面におきましては、新たに増設によりまして、2名の雇用増ということで、雇用の場の確保が図られているというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 12ページの商工費の観光費、19節の負担金補助及び交付金で、説明の中で町観光協会関係の補助金を130万円減ということが出ております。この内容です、どのようなわけで減額したのかということと、今年の春ですか、補助金を減額したというかたちの中で、観光協会と町との間に大きな亀裂が生じたということが、信頼関係で亀裂が生じたというふうに認識をしているわけなんです、この130万円の減というのは、どのような内容なのか。

3月の議会で、減額するのならいいんですが、この時期に減額をするわけ、そういうのをお伺いしたいなと思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 今の観光協会の130万円の減額の件でございますけれども、下のほうに書いてありますように、新そば祭り実行委員会、65万円という関係と連動するわけでございますけれども、当初、新そば祭りを観光協会で開催するという事で当初予算を組んでおりましたけれども、市町村振興協会の「いきいきふるさと推進事業」という事業で補助金が130万円の半額の65万円を受けれるということになりました、その補助条件といたしまして、実行委員会に振興協会のほうから直接補助をするということで補助を受けることが決まりましたので、65万円は町のほうから直接助成しまして、あと65万円につきましては、市町村振興協会のほうから65万円を補助されるということで、新そば祭りそのものは観光協会が主体になって開催しておりますので、補助を受けるための減額でございますので、そういう残額を、余ったのを減額したというのとはまた趣旨がちょっと違いますので、ご理解いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 14ページになりますけれども、国体のカヌー予選会が、今年中止になったということで、30万円の減額をされたのですが、やはりこの地域では、進めていくというのが無理があつたのか。それからもう一つは、来年度に向けてはどんな状態なのか。その点でお尋ねしたいと思います。

◎湯浅亮議長 斉藤社会教育課長。

◎斉藤正明社会教育課長 昨年、13年度ですか、道予選ということで、14年度もやる予定でございましたけれども、カヌーの団体が、道内でもいろいろ団体がございまして、その調整が遅れてできなかった、新得で開催できなかったという話でございます。

15年度に向けては、ぜひまた新得に持ってきて開催することで予定しております。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 2点についてお伺いしたいと思います。10ページ、衛生費の試行用のごみ袋の取り扱いなんですけれども、町民に配布するときに、一部にだぶっているところがあるのかもしれませんが、たいへん種類が少なく、町民のかたに不便をおかけしているわけなんですけれども、その配布状況について、今のままでいいのかどうかお聞きしたいと思います。

それからもう1点、13ページ、教育費の図書館費なんですけれども、自動ドアの改修ということで、大きな金額の出費が新たに出ております。図書館の自動ドアというのは、あそこに設置してから何年ぐらいになるものなのか。新年度から自動ドアの保守管理費減額しましたよね。壊れたときに直せばいいということなんですけれども、これを設置してからの経過した時間との兼ね合いから、今後もいろいろな町内の施設の自動ドアの故障が出てこないとも限らないんですけれども、保険ともいえる保守点検費と、壊れたときの修理費、今回現実に壊れたということをお案すると、どちらが得なのか。どのような見解になっているか、お聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 お答え申し上げます。今、各商店に試行用の袋をお配りしているんですけれども、当初予算がないものですから、当面1か月分ということで製作した関係で、不足しているんじゃないかなと。

ただ、私どもは、実際にはもう少し袋が出ないんじゃないかなと思ったんですけれども、思ったより非常に袋が出るということで。

今回、議会で補正予算いただきましたら、今月の20日までには、1月、2月、3月分を作製いたしまして配布いたしますので、不足はないんじゃないかというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 斉藤社会教育課長。

◎斉藤正明社会教育課長 図書館の自動扉の改修ですけれども、昭和54年に図書館を設置いたしました。それ以来の自動扉ということで、25年たっております。

今の自動扉、全部センサー式なんですけれども、体重式ということで、旧式なものでございますので、昨年来、たびたび故障がございまして、その時、頼んできていただいて、その時ももう部品がほとんどないということではなりました。

そして今年、あのような状態で保守点検がなくなったということではございます。もう25年、昨年からは扉が閉まらないという頻度がますますひどくなりまして、特に9月ごろからひどくなって、多いときには1日5回扉が閉まらないということで、厳寒期でございますので、どうしても今年中に手動式の扉にするということで考えております。

保守点検がないということではございますけれども、どっちみち、もう25年たちましたので、業者のほうから部品はないということではございますので、やむにやまれなく改修するものでございます。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 最初1か月の予定という試行袋の配布でしたけれども、置いておくずっと使えるという勘違いをして持っていかれるかたもいらっしゃるんですね。

それで、今一度、持っていくときには、各世帯ごとに1か月単位というのと、試行期間しか使えないということの徹底をやったほうが無駄が少ないのかなという気がしますので、検討をお願いしたいと思います。

それから、今後古い施設で改修ということになったときには、自動ではなくて、だんだん手動の扉に変えていこうとしているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 私のほうでは、大体1日に出すごみの量に応じて、袋はこのくらいですよということで広報なりでお知らせしたんですけども、やはり無料となるとどういうわけですか余分に持っていくというかたちをとってますね。

それともう一つは、袋にも「有料化になった場合、これは使えませんよ」ということで、でかく印刷してございます。

ですから、それは使われるかたも十二分に、また、懇談会の中でも説明しておりますので、なにかの機会に、またお知らせ広報で連絡したいと思っておりますけれども、その辺は十二分にピーアールしているつもりでございますので、今後も1回か2回やっていきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 自動ドアの関係でお答えいたします。今後の自動ドアの考え方でございますが、基本的には手動ドアにしていきたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 さきほど石本議員がご質問していた、観光協会の130万円の減額、中身は分かりましたけれども、観光協会が今までやっていた新そば祭りは、この予算は、今補助がついたら、そちらのほうに全部移行をして、毎年65万円の予算が補助でもらえるのかどうか。こちら辺ひとつご答弁願いたいなと思っております。

また、保健体育関係で14ページ、町民運動会ですとか、国体のカヌー道予選大会が減額になって中止にはなっております。これはこの時期に減額をするのは、中止になったからいいわけですけども、3月に予算委員会で、いっしょうけんめい議員が精査して、予算計上したものが、まだ仕事をされていない部門がたくさんあるわけですよ。これが、しないんだったら、ここで減額されてもいいのを、たまたまするずるいって、3月になって、町の考え方だけで、予算が執行されないなんていうふうな事態になったときには、予算委員会で精査していっしょうけんめい考えたのが、なんだったのかなと。ここで減額されていたら分かるんですけども、ちょっとおかしいかなと思うんですけども、これはこの中で助役さんだったら言っている意味が分かるんじゃないかなって思うんですが、ちょっとご答弁願いたいと思っております。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 新そば祭りの補助の関係についてご答弁申し上げます。事業そのものとしては、大きく中身が変わらないかぎり、続けても助成ということは難しいということです。

来年度も、まだ始めたばかりでございますので、ある程度の、5回目とか10回目ということになれば、新たなものも考えられると思っておりますけれども、当面は今のままで実施していく予定でおりますので、来年度は補助がないというふうに考えていただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げたいと思っております。吉川議員の言われている中身については、私ども十分承知をしております。本来決定した場合については、予算の減額の補正をすべきかなと思っております。

ご指摘の点については、同じ物件だと考えていいと思いますが、現在取り壊しをしていく予定になっております。その結果、速やかに建設するという予算になっておりますけれども、周囲の状況、あるいはスーパーフクハラの建設に伴う建物の中の問題も考慮しておりまして、とりあえず早々に取り壊した後に、慎重に見極めたうえで予算を執行するか、あるいは予算を執行残として3月で補正をするか、十分考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 うやむやの中で、うやむやな答弁をいただいたのですけれども、私も議員は、予算を計上したときは、それを減額するときは、町民運動会みたいにはっきり、これは中止になりましたと、減額だというのは分かるんです。でも、計上した以上は、町民の意見なんていうのは、いつどこで、どのように聞いたのか。また、利用も、いつどこで、どのように調査をして、何回調査をして、どのような時間にどのような利用回数があったのかというのを、そういうのをきちんと明記していただいたうえで、これは、こういうふうな関係で予算が執行できませんというんでしたら理解ができますけれども、平成6年の末の一般質問、町長公約以来のものでございますので、なんか予算執行したのに、うやむやで終わるといえるのは、納得ができないって思っております。

いずれ答えが出るんでしょうから、分かるかなと思うんですけれども、そういうのは、思っているときには、こういうふうに計上していただいたら、はっきり私どもも質問できるんです。もう1回ご答弁願いたいと思っております。

◎湯浅亮議長 鈴木助役。

◎鈴木政輝助役 お答えを申し上げます。確かに予算の中で十分審議をされて、可決をいただいて、それを執行する側に見ればそのとおりということなんですが、その環境の流れとともに、必要性の問題についてもう一度吟味が必要かなということで、慎重に考えていたところでございます。

基本的には、不必要な場合については、速やかに予算を減額するということについてはそのとおりだと思いますので、今後、こういう場合については、早めに対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第84号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第85号 平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第10、議案第85号、平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第85号、平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,226万8千円を追加し、予算の総額を8億343万3千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きいただきたいと思えます。

2款、保険給付費では、療養給付費交付金が決定いたしましたので、療養諸費を増額し、高額療養費及び移送費の財源移動を行っています。

5ページから6ページにかけての、3款、老人保健拠出金は、前年度拠出金の精算に伴う補正でございます。

8款、諸支出金では、資格喪失に伴う保険税の還付金に不足が生じる見込みのため、補正をしております。

4ページに戻りまして、歳入の2款、国庫支出金の療養給付費等負担金及び3款、療養給付費交付金をそれぞれ増額しております。

8款の繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定により増額し、その他一般会計繰入金は、今回の補正の財源調整のため減額しております。

9款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第85号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号 平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第11、議案第86号、平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第86号、平成14年度新得町老人保健特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万6千円を追加し、予算の総額を12億6,749万9千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

2款の諸支出金では、前年度の精算による国庫負担金の返還金の補正でございます。

4ページに戻りまして、歳入の4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第86号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第12、議案第87号、平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第87号、平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ845万7千円を追加し、予算の総額を3億5,198万円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

4款、基金積立金では、過年度の介護給付費の国及び道負担金の額が確定しましたので、基金積立金を計上しております。

5款、諸支出金では、過年度分の介護給付費の国及び道負担金の精算に伴う償還金を計上しております。

4ページ、歳入の2款、国庫支出金及び3款の道支出金、4款、支払基金交付金では、過年度分の介護給付費の額が決定しましたので、それぞれ補正をしております。

7款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第87号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第88号 平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第13、議案第88号、平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第88号、平成14年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ239万7千円を追加し、予算の総額を3億6,379万3千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費では、浄化センターの汚泥処分に係る手数料を増額しております。

5ページに戻りまして、歳入の4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

3ページに戻りまして、第2表の地方債補正は、起債の利率及び償還の方法の変更をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第88号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見案第10号 国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第14、意見案第10号、国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第15 意見案第11号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第15、意見案第11号、季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第16 意見案第12号 基礎年金の国庫負担割合を速やかに2分の1に引き上げを求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第16、意見案第12号、基礎年金の国庫負担割合を速やかに2分の1に引き上げを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第12号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月11日から12月17日までの7日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月17日までの7日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 12時00分)

第 2 日

平成14年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成14年12月18日（水曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	意見案第13号	地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書
3	意見案第14号	町村自治の確立に関する意見書
4	陳 情 第 1 号	「年金引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一般質問

意見案第13号

地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書

意見案第14号

町村自治の確立に関する意見書

陳 情 第 1 号

「年金引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

出席議員（17人）

1 番	川 見 久 雄	議 員	2 番	藤 井 友 幸	議 員
3 番	吉 川 幸 一	議 員	4 番	千 葉 正 博	議 員
5 番	宗 像 一	議 員	6 番	松 本 諫 男	議 員
7 番	菊 地 康 雄	議 員	8 番	斎 藤 芳 幸	議 員
9 番	廣 山 麗 子	議 員	10 番	金 澤 学	議 員
11 番	石 本 洋	議 員	12 番	古 川 盛	議 員
13 番	松 尾 為 男	議 員	15 番	黒 澤 誠	議 員
16 番	高 橋 欽 造	議 員	17 番	武 田 武 孝	議 員
18 番	湯 浅 亮	議 員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教育委員会委員長	長	小笠原	一	水	
監査委員		吉岡		正	

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政	輝	
総務課	長	畑中	栄	和	
企画調整課	長	長尾		正	
税務課	長	富田	秋	彦	
住民生活課	長	小森	俊	雄	
保健福祉課	長	秋山	秀	敏	
施設課	長	村中	隆	雄	
農林課	長	浜田	正	利	
商工観光課	長	西浦		茂	
児童保育課	長	高橋	末	治	
老人ホーム所	長	常松	敏	昭	
屈足支所	長	長谷川	貢	一	
庶務係	長	鈴木	貞	行	
財政係	長	武田	芳	秋	

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐々木	裕	二
学校教育課	長	高橋	昭	吾	
社会教育課	長	齊藤	正	明	

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加藤	健	治
---	---	---	---	----	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣	
書			記	渡	辺	美	恵	子
書			記	田	中	光	雄	

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程の変更

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第2、意見案第13号、地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書及び日程第3、意見案第14号、町村自治の確立に関する意見書を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第2、意見案第13号、地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書及び日程第3、意見案第14号、町村自治の確立に関する意見書を先に審議することに決しました。

日程第2 意見案第13号 地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書

◎湯浅亮議長 日程第2、意見案第13号、地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第3 意見案第14号 町村自治の確立に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第3、意見案第14号、町村自治の確立に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

◎湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

[黒澤誠議員 登壇]

◎黒澤誠議員

1. 町村合併の行方について

平成14年12月最後の議会、第1番目のトップバッターとして質問いたします。

町村合併議論が進む中、十勝の市町村では、具体的な話はまだ出てきておりません。それだけにこの問題の難しい点があるのかなと、このように思います。

道内では、渡島・桧山・日高管内で16町村、合併に向けた自治体が2005年3月末までに合意した旨の報道がされております。

そこで、国の地方制度調査会、いわゆる西尾私案、10月、11月の新聞報道で、市町村合併の進め方の中に、市を基礎的自治体にして、町村制をなくし、3万人から5万人の自治体に強制合併させる旨の報道がなされております。自主的な合併など無視した横暴な国の地方いじめであります。

そこで、町では今まで町民にいろいろな角度から情報を出しておりますが、町長はあくまで町民の合意が基本と話されております。

今後、どのようにこの問題を進めていく考えでられるか、お尋ねいたします。よろしく願います。

[黒澤誠議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 ただいまのご質問にお答えいたします。国・地方ともに多額の借金を抱えまして、みぞうの危機的な財政状況の中でありまして、地方交付税や補助金が国の構造改革の名のもとに大幅に削減されてきております。

このような状況下で、国は財政効率を優先させた市町村合併を、半ば強制的に進めようといたしております。

この9月には、自民党地方行政調査会の「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」の中間報告によりますと、市町村合併を経た後に残る小規模自治体について、地方交付税の割り増し措置の更なる縮小を行うとのことであります。

また、例えば人口1万人未満の小規模自治体について、町村の仕事を住民票発行などの窓口サービスに限り、それ以外は都道府県や近隣市町村に移すということが検討されているようであります。

11月には、総理大臣の諮問機関である「地方制度調査会」のいわゆる西尾副会長の私案が公表されたところであります。

その内容は、合併特例法の期限が切れた後、決められた期間を過ぎても合併しない一定人口未満の自治体について、業務を窓口サービスなどに限定したり、他の自治体への強制編入をしたりして、現在の町村制を事実上廃止するというものであります。

こうした動きをとらえて、全国町村会や町村議長全国大会でこの西尾私案に対し、人口規模の少ない町村を切り捨てるという論旨であり、これは絶対容認できないと厳しく反論をいたしているところであります。

平成17年3月が合併特例法の期限であり、道内でも釧路管内に続いて、渡島・松山・日高管内で、合併協議会設立の動きが表面化してきております。

そこで、十勝の取り組み状況でありますけれども、今年4月から十勝町村会の内部組織といたしまして「十勝町村行政のあり方検討会議」を設置しまして、広域行政組織であります消防事務組合5ブロックに分かれて、複数町村で十勝地域の今後の行政運営について検討いたしております、明年3月をめどに意見集約をすることといたしているところであります。

本町は、西十勝消防組合の構成町である芽室町・清水町との組み合わせで、行財政の現状と課題について検討してまいりまして、報告書がこのほどまとまったところであります。

この報告書を基にいたしまして、これからのまちづくりの在り方を、町民の皆様がたとともに考えていただくために、12月の定期広報にその概要をお知らせいたしたところであります。

また、本町では、幅広く町民のかたがたの意見を聞き、地域の実情を踏まえるため、合併問題住民会議をできれば今月中に立ち上げる予定であります。

一方、議会におかれましても、任意の合併問題協議会を設置したとのことでもありますので、情報交換を密にしながら、町民の意向を踏まえ、町の将来に誤りのない判断をしていきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

◎黒澤誠議員 町民協議会を今月から設立するということですがけれども、町民の合併が否かの是非は、いつごろまでにまとめようとしておられるのかお伺いいたします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 住民の皆様がたに対する情報提供には、今までもいろいろなかたちで努力をしてきたつもりでありまして、これからもそうした動きを含めて情報の提供をしていかなければならないと考えております。

したがって、その延長線上に住民会議というものを立ち上げて、合併問題を一緒に考えていこうと、そういう趣旨で発足をさせたいと考えております。

時期の問題であります、私は個人的には特例法の期限、これはあくまでも国の一方的に定めた期限でありますので、こだわりたくはないと思っているわけではありますが、しかし、特例法のいわゆる優遇措置の適用を受けて将来を考えていくとした場合には、やはり一定の時間の制約というものが、やはり出てくるのではないかと。そういったしますと、来年の春ごろまでには、ひとつの方向性を出していく必要が、その際にはあるのではないかとこのように思っております。

◎湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

◎黒澤誠議員 合併の枠組みなんですからけれども、これはやっぱり、なんといっても道で

示したパターンですね、清水・新得・芽室と、こういう広域行政をやっていた町村が合併するのが一番ベターではないかと思うんですが、どうでしょうか。

また、鹿追町も加えた西部4町で合併の方法をとれないのかどうか、お伺いします。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 もっともなご質問だと考えております。今、十勝町村会では、十勝全体としての議論、将来十勝がどう発展していけばいいかということを含めた議論をいたしております。

その一つの手法として、広域行政であります消防事務組合で今、検討しているわけでありまして、これはあくまでも、まだそれによって合併の枠組みを決めたということではないですし、合併の枠組みをあらためて検討しようと、こういう発足当時からのお互いの確認事項がございます。

したがって、枠組みの問題については、ただいまご質問あった点も含めて、今後多様なかたちで話し合いが続けられていって、しかるべき時期に一定の方向性を求めていかなければならないのではないかと、このように考えております。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

[菊地康雄議員 登壇]

◎菊地康雄議員

1. 町村合併について

今、最初の質問で、町村合併の合併容認論ともとれる質問がなされましたけれども、私は同じ合併問題の中で、全く逆の観点から町長にお伺いをしたいと思います。

各地域の合併協議会設置や、北海道モデル合併対象町村の駆け引き合戦など、新聞紙上では合併論議がもちきりであります。

そして、小泉首相の諮問機関である地方制度調査会での西尾私案、それから自民党の地方行政調査会のプロジェクトチームの私案の了承など、国においては着々と強制的な合併を促す方向にあります。

また、それに伴って、全国的には合併特例法のメリットを享受するために、平成17年3月までに駆け込み合併を模索する動きが一気に進んでいる様子でもあります。

しかし、町長が日ごろ口にするように、合併特例債などの大盤振る舞いを受けることによる、つまり早期合併に対するあめをしゃぶることは、地方財政をますます追い込む可能性が大きいと思われまして、面積が大きい北海道では、合併によりむしろ衰退する可能性が大きいと指摘する学者もいます。

昨年の福島県矢祭町に続き、昨日、中頓別町の「合併せぬ宣言」が発表されました。町民が生活するうえで不便になったり、町が消滅しかねない合併などというものをしないことも選択肢の一つであるとするならば、今後どのような行財政運営をしながら、町として生き残っていくことができるのでしょうか。

過日、私の地域で町内会の人たちに合併の流れの説明をいたしました。いろいろな角度から説明しても、なかなか自分たちに降りかかった問題というふうにとらえておられるかたはたいへん少なく、難しい問題であるということが身にしみました。

また、立場上いろいろな質問をされることがありますけれども、合併に対しての本音はどこにあるのだという聞かれ方をしたときに、やはり、このままの状態で行くことが一番ベターではないのかなという気がいたしました。

そこで、この合併問題も、原点といいますか、振り出しから考えていくということが、この合併問題に対して考え方をまとめやすいのかなというふうに感じましたので、交付税の見直しの現状がもし続くと仮定した場合に、単独で生き残るその可能性は、どのような条件であればいいのか、町長にお伺いをしたいと思います。

あくまでも主人公は町民であります。住みやすいまちづくりを目指すということを第一にお考えをいただきたいと思います。

例えば、小規模町村を選択したとしたならば、窓口業務のみを残し、あとの事務については返上させられるというお話もありますけれども、それならば、広域事務組合を充実させても方向性としては同じであると思われます。町長の考え方をお伺いしたいと思います。

2. ゆとり教育実施後の学校教育環境の変化について

次、2点目について、ゆとり教育実施後の学校教育環境の変化についてお伺いしたいと思います。

生きる力をはぐくむことを目的に、新学習指導要領に基づくゆとり教育が実施されて8か月が経過いたしました。小中高それぞれの学校現場ではさまざまな取り組みがなされていることと思います。

全国各地を見ても学校ごとにいろいろな工夫がされているようですが、新得町にあっては、ゆとり教育実施後、学校環境にどのような変化がもたらされてきたのか、具体的にお聞きしたいと思います。

まず、授業時間の確保の工夫について。

総合学習の取り組み内容について。

最低基準保障、これは新学習指導要領を最低限どこまで学ばせることができるか、その保障はどこにあるかということ。それから習熟度別学習、習熟度学習ととらえてもいいと思いますけれども、この取り組みについてどのようになっているのか。

それから、絶対評価に対する家庭の評価といいますか、反応について。

中学校の進学進路の指導状況について。

学校や教師間の指導、あるいは連携について。

熱意ある教師の確保についてということで、具体的にお答えをしていただきたいと思っています。

3. 観光行政の在り方について

次に、3点目でありますけれども、観光行政の在り方についてお聞きしたいと思います。

合併したとしても、また、単独で生きるとしても、単独で生きるならなおさら新得町の観光にゆだねる期待はますます大きいと思われます。この観光について、今後のまちづくりの中での町長の観光にかける意気込みに大きく期待をするものであります。さまざまに発信されている観光情報の中に、新得に関するものがときどき抜け落ちているとの指摘がされております。

そこで、今後の観光振興を考えるに当たり、次のことに気を配る必要性を感じておりますので、町長のリーダーシップをぜひここで見せていただきたいものであると思われます。

まず1点目、観光と観光施設の維持管理予算のつけ方の工夫について。
観光協会と町による情報発信の工夫について。

町村や他の公的機関との連携についてということでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[菊地康雄議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

市町村合併につきましては、自民党のプロジェクトチームや地方制度調査会がそれぞれの案を発表しているところでありまして、自民党のプロジェクトチームの案では、小規模市町村を、例えば人口1万人未満と定めて、引き続き残る小規模自治体は事務の一部を都道府県や周辺市町村が実施する、また、地方交付税の割り増し措置などの更なる縮小、権限や財源を限定するといった案となっているところであります。

一方、総理大臣の諮問機関である地方制度調査会のいわゆる西尾私案では、人口を市並みの規模を想定いたしておりまして、合併に至らなかった一定の人口規模未満の団体につきましては、さきほども申し上げましたとおり、事務を窓口サービス業務等に限定するなど、権限及び事務を縮小する案となっているところであります。

こうした国の一方的な強制合併への姿勢を容認することはできませんが、いずれにいたしましても、たいへん厳しい内容でありまして、仮にこの案が実施されますと本町の場合は、自立の道を選択するのは極めて難しくなるのではないかと判断いたしております。

行財政の運営につきましては、早くから計画的に職員数の大幅削減や、起債の繰上償還、また、事務事業等の見直しを住民の皆様の理解のもとに進めてまいりまして、大きな効果が得られたと考えておりまして、そうした意味では町財政の健全化に努めてきたところであります。

しかしながら、地方交付税の削減は想像を超えて多額であります。また、交付税の今後の見込みは予想し難いことではありますけれども、更に30パーセントないし40パーセント程度が削減されるのではないかといわれているところであります。

今ご質問のありました、本町が今後、単独で生き残っていくための条件をあえて申し上げますと、地方交付税が最低でも20億円が必要になると考えておりまして、また、予算規模も一般会計では60億円が最低の規模になるのではないかと予測をいたしております。したがって、この金額を下回っていく場合は、単独での存続というのは極めて厳しい状態になるものと予測をいたしております。

2点目の問題につきましては、教育委員長からお答えをいたします。

次に、観光の問題であります。本町には雄大な大自然を抱える東大雪をはじめ、狩勝高原サホロリゾート、十勝川を活用したラフティングや農業体験など、多種多様の観光資源を有し、こうした資源や施設を利用する観光客は年間124万人前後を数えております。

町としましては、観光振興の中核となる観光協会と連携を図りながら、観光客の誘致や宣伝あるいは施設の管理等に努力いたしているところであります。

本町の観光協会は、観光関係事業者の普通会員47名と、町内で本会の目的に賛同する団体の特別会員33名で組織運営いたしております。

協会の主な事業といたしましては、観光宣伝、誘致に向けた各種イベントや観光パンフレットの作成、また、観光案内所の設置、更に狩勝峠や屈足展望台などの施設管理と多岐にわたって活動していただいております。

この間、観光協会の事務局を行政が担っていたこともあって、町並びに観光協会の役割分担が分かりづらかった点もあったと思っております。

今後においては、町が主体的に担うものを明確にしていきたいと考えております。例えばハード面の整備、国や道及び広域観光の連携推進や情報提供などが挙げられるかと思っております。観光協会側と整理してまいりたいと考えております。

また、協会の事務局を町で抱えていることは、ともすれば行政主導ともとられがちであります。この際、協会自体に機動性や情報収集、企画の発想等、民間活力の発揮できやすい体制づくりを早急に検討していく時期だと考えております。

そこで、かねてよりご指摘のありました狩勝峠の施設につきましては、新年度から町のほうで維持管理するようにしたいと考えております。

次に、観光情報の受発信は、町においては行政の総合ホームページの中で観光情報ページを開設いたしておりますし、町内事業者でホームページを持っているところにもリンクをできるように設定いたしております。また、総合観光パンフレットの作成、各種情報誌に対する掲載、物産展などによって取り進めているところであります。

一方、観光協会におきましては、町と重なる部分もありますが、観光案内所の設置、観光施設や体験など用途別の観光パンフレットの作成、駅待合室のビデオ放映、札幌を中心としたキャンペーンなどを行っている状況であります。

更に、町並びに観光協会が広域連携で取り進めている組織のホームページや、観光情報パンフレットなどにおいても、積極的に取り扱いをしていただくよう努力しているところであります。

現在、町のホームページとリンクできるもの、あるいは、町内観光情報が掲載されている主な団体は、北海道、十勝支庁、十勝圏複合事務組合、あるいは十勝観光連盟、大雪山国立公園連絡協議会のホームページであります。

なお、観光協会の中でも単独のホームページを開設すべきとの意見が多く出されていると伺っておりますので、町としても協会側で具体的な内容を決めていただき、それに対し支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 ゆとり教育実施後の学校教育環境の変化につきまして、お答えいたします。

はじめに、授業時間確保の工夫についてであります。各学校で編成されました教育課程の実施状況につきましては、学校間により多少の格差は見受けられますが、おおむね計画どおり実施されております。

毎月開催しております校長会議並びに教頭会議におきまして、各教科ごとの実施状況の報告を受けながら、各学校ごとに教育課程の実施時間を点検し、指導を行っております。

時間数の確保は、ほぼ計画どおり実施されておりますが、学年・教科・領域によっては一部上回っているところと、下回っているところが見受けられます。

今後とも、学校教育主幹によります教育課程の点検を毎月実施し、確認をしながら標準時数を確保するため、指導を図ってまいります。

次に総合的学習の取り組みの内容についてであります。各教科等で学んだ知識や技能を課題解決学習や体験学習等の中で、確実に自らのものとし、「生きる力」を育成するため、各学校においてそれぞれ創意工夫して取り組んでおります。

学習内容は地域・郷土・環境・国際理解・ふれあい・人権・福祉などの各分野に、それぞれの学校の特徴や地域の教育資源を生かしながら取り組んでいる状況にあります。

これからは、各学校間の共通している課題について、連携を密にしながら小学校、中学校においての学習内容を調整し、総合的学習の充実を図っていく必要があると考えております。

続いて、最低基準保障と習熟度別学習の取り組みについてであります。新学習指導要領に基づいて、各教科の授業の中で基礎・基本の徹底を目指して各学校創意工夫をして取り組んでいるところであります。いわゆる習熟度別の学級編成には至っていませんが、加配を使ったティーム・ティーチングや複式学級での単式化授業、これは例えば複式学級の5、6年生のクラスがあるとしたら、算数や国語など管理職を加えて5年生、6年生それぞれに単式で授業をすることでございます。そういった実践などできる限りの行き届いた教育を目指し取り組んでいます。

また、全小中学校において、毎日朝学習を設け、授業が始まる前に基礎・基本の取り組みを実施しております。その内容は各学校さまざまに算数・漢字の学習が主ですが、中には読書を取り入れている学校もございます。これらの取り組みを通して、理解や習熟の程度に応じた指導や個別指導、繰り返し学習など個に応じた指導をそれぞれの学校において進めています。

次に、絶対評価に対する家庭の反応についてであります。本年度から相対評価から絶対評価に変更になりましたが、その反応はさまざま、今まで試験の点数を主にされていた部分から各観点による評価に変わったため、いままでより評価の上がった児童生徒からは喜ばれ、テストの点数が良くても評価の下がった児童生徒からは、不満があると伺っております。保護者の声も同じ状況であります。

この評価の変更、すなわち絶対評価につきましては、各学校の責任において児童生徒はもちろんのこと、各家庭に十分な説明を行ったところであります。

しかしながら、評価基準の内容が理解されていない状況があるとしたならば、たいへん遺憾なことでありますので、各学校に説明責任をきちんと果たすよう再度指導を行い、各家庭・児童生徒の理解を図るよう努力していきたいと考えております。

次に、中学校の進学指導状況についてであります。本年卒業予定の生徒は11月15日現在83名おまして、そのうち進学を希望している生徒は82名と伺っております。新得高校への28名を含め、公立全日制希望者が68名、定時制が2名、私立が2名、管外へ6名、専門学校4名となっております。

それぞれの中学校においては、進路指導担当の先生が生徒の希望する高校に進学できるように個々の相談に応じ指導いたしておりますが、相対評価から絶対評価に変更になった初年度でもあり、管内の進路希望状況も従来の動向とは異なっている状況にありますので、その取り進め方につきましても慎重に行うよう、配慮しながら取り組んでおりますのでご理解賜りたいと存じます。

次に、学校や教師間の指導・連携についてですが、学校内におきましては、学年・ク

ラス担任の先生がたには常に連絡調整を行い、連携を図りながら児童生徒の教育にあたるように指導しております。

また、教育改革の一環として、幼小中高の連携の強化を図っているところであります。幼稚園と小学校では学期に1回定期的に交流を持ち、小学校と中学校の間では年度替わりに担任間で、生徒指導の問題発生時には校長同士が連携を密に図り対処しています。次年度からは、小中間では学年の幅を更に広げて連携を図り、更に学期に1回実施することを予定しています。

また、一方では生徒指導連絡協議会や中高連絡協議会を通して、各学校間の連絡調整や、教師間の指導や連携を深めております。

今後は総合的学習を通して先生がたの交流を図りながら、教師間の連携を強化してまいりたいと考えております。

最後に、熱意ある教師の確保についてであります。教職員の人事につきましては、常に熱意と行動力、意欲のある先生がたを確保できるように努力いたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 まず町村合併の問題ですけれども、西尾私案が今、一人歩きをしているという状態ですので、これがほんとうに法制化されて現実のものになるのかどうなのか、まだあくまで仮定の段階でありますので、はっきりしたことは申せませんが、議会を中心にした道の議長会それから管内議長会では、大きくこれに反対をするという方向になっております。町村会の中では、どのようなかたちで西尾私案ないしは自民党プロジェクトチームの私案了承に対して反対の姿勢を貫いていっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、このたび12月の15日号の「広報しんとく」が各家庭に配られましたけれども、その中でもこの合併問題を大きく取り上げて、具体的に合併したときのメリット、デメリット、あるいは財政状況等詳しく書かれておりました。それを常日ごろ町民に分かりやすくというお話しを申し上げておりましたので、たいへん整理された内容かなと思って読んでいますけれども、その中で、財政状況については、単独でいった場合、平成22年までの5年間は大変な状況だけれども、その後には一息つくという表現のしかたがありましたね。それから合併した段階では、もっと厳しい状況になるという、将来的に、5年後以降については、もっと厳しい状況になるという財政状況の予測がされておりました。

当然、合併すればすべてがバラ色になるような妄想的なもの、あるいは国がそのように見せかけているのかもしれないけれども、妄想的な合併論議がされているように思うんですけれども、合併したからといって、常に今の交付税の状況が続くわけではございません。段階的に減らされていき、最終的には10年後ですか、それが15年後になるかは分かりませんが、交付税、今単独でもらっている試算と同じ割合に減らされますよね。そのときに今の合併論議に踊らされていることが、果たしてその時点でよかったのかどうなのか。当然、後悔先に立たずということわざもありますので、十分に今、どちらの道を選択することがいいことなのか、検討に検討を重ねていただきたいと思うわけです。決して、合併したからといって、状況が良くなるわけでもないと思われまします。

それから、特に主人公である住民の生活がより豊かになるとは到底思われないうわけ
す。どちらかというとな財政状況、当然700兆円を超える借金が、国あるいは地方自治
体にあるわけですから、それをどうにかして解消していくための一つの方策であるとは
思っていますけれども、決してそれは合併したからといって、急に負担が少なくなる
わけでもないし、現実的にはどちらをとっても変わらないと私は考えます。

そうしたときに、最初から国があって、国から各地方に住民なり土地なりが分け与え
られたものではなく、地方から自然に沸き上がってきたのが町の、例えば新得であれば
100年前に先人が開拓のくわを入れてこつこつとつくり上げてきた町ですね、それを
営々とつないで今に至っているわけですので、見方が逆ではないのかなという気がする
わけですね。

100年、本州から言わせればたかが100年かもしれませんが、北海道の中
においては、100年間営々と築いてきたものが今この新得町の姿としてあるわけで、
決してこの先少子化ということもありますし、たいへんな不況の状態でもありますので、
この先すべてがよくなるということは予測できませんけれども、それでも合併したから
といって、しない区域に比べるとより住みやすくなったという予測は、これはおかしい
と思いますし、私は本音としてぜひこのままでいく方向を探るところをじっくりとやっ
てほしいと思います。

それから、そのときに住民が、今はおんぶにだっこのようなかたちが多いですけれど
も、当然、自治参画意識といいますか、ともに今まで自分が受けるだけだったものに対
して、積極的に町民としてかかわっていかなければならない状況がたぶん早晚現実的にな
ると思われるわけですが、そのような自治意識といいますか、それも同時に町
民との対話の中で、模索を進めていっていただきながら、意識の高揚を図ることも行っ
てほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。

それから2番目のゆとり教育後の環境の変化についてであります。委員長の答弁では、
1番から7番まで骨格に関することとありますが、基本的なことについてお聞きしたわ
けですが、指導はなされているというお話でしたので、教育委員会の姿勢とし
ては今までと変わらず、ゆとり教育に合わせて、主幹を中心にしながら指導されている
んだなということはよく分かりました。

しかし、その環境の中に身を置く子どもたちと、それを支える父兄たち、その中から
出てくる声は、たいへん厳しいものがあります。当然、学校の環境も違えばそれに対す
る反応も違ってきて当然でして、私、屈足の声というのがあまり耳にすることがありま
せんので、あくまでも新得中心ということになりますけれども、往々にして、屈足の先
生がたはいっしょうけんめいやっているなという話は、うわさの中では聞きます。

ただ、新得の学校環境の状態がどうなのかということになりますと、一番心配するの
は、基本的な部分ですね。基本的といいますか、常識的な部分といいますか。

例えば具体的に質問した中で、例えば授業時間の確保ですね、十分に最初の予定どお
りということをおっしゃっていただきましたけれども、例えばほかの学校を見ると、この新指
導要領になって時間数が減らされてから、最低基準といいますか、それを満たすことす
らも難しいという声があるところから上がっていますよね。そのために、例えば
夏休みの部分を減らしたり、冬休みの部分を減らしたり、それから、開校記念日は休
みにしなかったり、土日はどうしても休みにしなければなりませんので、いろいろな工夫
されていると聞くんですけども、新指導要領は、全国の小中高どれもみんな同じ指導

要領に基づいてやっているわけですね。どうしてそういう差が出てくるのかなという気がするわけですね、それがまず一つ。

それから、やはり生きる力をはぐくむということをも目的としたゆとり教育ではありませんけれども、私は、生きる力というのは、いろんな知識をどん欲に吸収して、はじめてどんな問題にも打ち勝っていく、考え方の整理ができるといいますか、論理的な思考ができるといいますか、それは、絶対に必要なことであるというふうに考えております。その中で読書の取り組みですとか、漢字だとか計算の朝のドリルやっているところもあるというふうに今ご答弁されましたけれども、すべてのクラスでできるようになってほしいと思うわけですね。

特に朝の読書では、ゆとり教育になる前から、朝の読書を取り入れて、すごく子どもたちの情緒が安定したという報告がありますね。ぜひ、積極的にそれを取り入れるような、指導したからといってできるわけではないかもしれませんが、ちょうど、新得小学校100年、それから新得中学校50周年、南小50周年と、いろいろな記念イベントが行われてきて、そのときに集まった浄財の中から図書の充実というものをやってきております。

それから、この間も新聞報道にもあったし、また、学校図書関係のことを詳しいかたからも、国のほうから学校図書充実のために交付税に算入されている学校図書用のものは、きちっとそのために使われているのかというお話しも常々されておりましたけれども、そういうふうにして常日ごろ、学校図書の充実という姿勢もありますので、新得町がどのような状況になっているのか、そのお知らせも、できればついでにさせていただければありがたいと思うわけですが、せっかくの学校図書を有効に生かすためにも、そればかりではなくて町の図書館もありますので、いくらでも貸し出ししてもらえますから、ぜひ、朝の読書をできるだけたくさんの町内の学校に取り入れてもらえるような指導といいますかお願いですよね、していただければいいのかなと思います。

それから絶対評価に対する家庭の反応ということですが、小学校では前からA、B、Cということで始めていますし、中学校はこの春から、今までの相対評価だったらいくらがんばっても自分より上の者がいれば、それを乗り越えることができなかったわけですが、ついた評価、ちょうど昨日、一昨日と、道新のほうにも記事が出てまして、たいへん喜ぶ姿と、それからがっかりする姿と、2日にわたって書いてありましたけれども、ちょうど新得中学校でも同じ状態ですね。それがどうして起こるのか、やはり説明不足といいますか、子どもに対しても、それから家庭に対しても、これは説明不足であることは、目に見えてますね。

本人が、当然テストばかりではありませんので、提出することだとか、普段の授業態度だとか、いろいろあるとは思いますが、それはきちっと事前に言って、納得のうえで、それでできなくて成績が下がるのならしょうがないと思うんですね。ところが、その説明がされていないのか、あるいは子どもたちが聞いていないのか、やはりそこに大きな穴が空いているような気がいたします。これだけ努力しているのに、どうして今までよりも成績が下がるんだという声、何人かから聞きますので、その辺の実態について、もう一度学校のほうの絶対評価に対する姿勢をはっきり聞いていただきたいと思います。

それから次に、進学指導状況、進学・進路の指導状況というふうにしりましたけれども、83名中82名が進学希望だということなので、これはもう進学の指導状況といっても

過言ではないと思いますけれども、一つには、各高校ではそれぞれ推薦入学採っていますよね。そうすると、当然学校では、推薦という名前に基づいて送り出すわけですから、十分に学業のうえについても、それから行動のうえにおいても、推薦できる人物を推薦しているんだと思いますけれども、中には、そうでない人で推薦されていく人もいますよね、実態としては。それによって、新得町からの推薦は受けられないという雰囲気が出てきているというんですね。

だから、それに対して、もしそういう評価がされたとすれば、新得町としてできるかどうか、屈中もあるし新中もあるわけですから、それぞれの学校の対応ということになるのかもしれないけれども、やはりすべてがそうではないという働き掛けはしていかなければなりませんよね。

実際に進路指導の中でどのような話がされたかということ、昨年、推薦されていった子どもの評判が悪いために、今年は推薦しても採ってもらえないかもしれない、そういう進路指導ですね。これは、進路の指導ではないと思います。進学指導ではないような気がいたしますので、その辺の先生の考え方ということか、情熱というのかな、欠けたところがあるような気がするんですけれども、実態を調べていただきたいと思います。

それと、また気になることですけれども、新得高校にも、それからほかの高校にも、学校訪問しますよね。当然、学校訪問するときには、ほかの学校におじゃまするわけですから、どういう態度をもって行かなければならないかということ、十分に説明しながら本来は送り出さなければなりませんね。新得高校には、それぞれ教育委員会からも付いて行き、担任も付いて行きということで、おおむね良好な話は聞いておりますけれども、自主的に行く高校もありますよね。学校解放時に、自主的に行ったときには、なにしに来たのかと思われる態度だということですね。当然どこの生徒がどこから来たのか、報告しながら行くわけですから分かると思うんですけれども、そのときにどのような送り出し方をしているのかということ、父兄に聞いてもらいました。一切、相手の学校に行ったときの態度についての指導はないということですね。これは常識に外れているのではないかなと。学校がしつけをすべてするわけではありませんけれども、先生がたの気持ちの中に何か欠けている、何か欠けているような気がします。

当然そのことが、教師間の連携、学校間の連携は十分に取っているという今のお話しでしたけれども、管理職間だけの連携ではだめなような気がいたしますね。それが、すべての先生がたに姿勢が伝わっていかないと。

例えば、小学校、中学校、今でも大なり小なりいじめの問題はありますけれども、小学校からずっと続いていくことが多いですね、中学校のいじめというのは。そのときにそういう情報がきちっと小学校のほうから出して、それを中学校が受けてそれに対処をしていくというのが当たり前のことです。あえてこれは指導することでもなんでもない、当たり前教育の、小中高一貫ではなくても、当然同じ町内にあれば、していかなければならないことだと思いますけれども、それができていないのが現状です。

そのために、いじめが起きてから対処しなければならない。後手後手の対処になる。当然、先生がたの考え方が、そういう常識に外れたような対応のしかたですので、いじめが起きてからの対応も同じですね。全く同じです。指導して直るわけではないとは思いますが、十分に実態を把握していただきたいと思います。

そこで、7番目に熱意ある教師の確保ということになるんですけれども、先生の中には、新得に体を休めに来ているといいいますか、休憩に来ているといいいますか、そういう

表現のしかたをする先生がいるというふうに聞いている親もいるんですね。ほかの学校に行っても同じかという、ほかの学校に行くと、いっしょうけんめいがんばるというんですね。当然PTAの後押し、しりのたたき方が足りないせいもあるのかもしれませんが、どうしても、どうして新得に来ると先生の動きがいまひとつ鈍くなってしまうのか。どこに原因があるのか。なんとか探る方法はないでしょうか。

そこであえて、熱意ある教師の確保、特に新中の場合は中堅の先生がいなくて、若い先生が多いんですね。だれかが先生がたの間を取り持つということが、たいへん難しいという現状にもありますので、ぜひ異動のときにはバランスも考えた体制になるように先生がたを新得に引っ張ってきていただきたいと思います。そういうバランスの中に先生がたのやる気というんでしょうか、若い先生だったらうまく年上の先生の話の聞いたりする素直さというんでしょうか、出てくるような気がいたしますので、ぜひ教育長さん、新しくなって、自分1人の力だけではどうしようもないと思いますので、教育委員会の中にもいろいろな現場を知られている先生も何人かいらっしゃいますので、力をお借りしながら、さまざまな情報網を發揮して、バランスのいい学校の教師の体制をつかっていていただきたいと思いますが、それに対する気持ちをお聞きしたいと思います。

それから、観光行政についてですけれども、施設の維持管理と、それから観光の企画だとか、それから情報、それぞれに行政と観光協会と今後の予算の在り方、あるいは情報の発信のしかたについて工夫をされるというお話しでしたので、ぜひよりスムーズな方向に行くように検討していただきたいと思います。

ここであえて町長のリーダーシップを見せていただきたいということで質問いたしましたけれども、町村から発信するもの、公的機関から発信するもの、それから発信したものを受けること、いろいろ情報の処理にはいろいろな方法があると思うんですけれども、北海道、それから十勝支庁だとか十観連、それから大雪山をめぐる連携協議会ですか、いろいろありますね。

一緒にそこにテーブルを囲んでやる情報というのは、同じ場所で情報を発信されるわけですから、受けやすいと思うんですけれども、実際に担当者が行かない部分ってありますよね。それから案内来ても行けなかったといろいろあると思うんですけれども、同じ十勝の観光地の発信の中で、同時に新得が欠けがちになるというのかな、特に観光を主体に仕事をしておられるかたの中からはいろいろ発信されている情報の中で、どうして新得が入っていないんだろうということが、たびたびあるというお話しをされますよね。どこに問題があるのか。全部ひっくるめて町長のリーダーシップと言ったんですけれども、町長の観光にかける意気込みが、例えばひとつの行政の中の組織にあっては、一つも漏らしてはならないという心構えにつながっていくと思うんですよね。

だから、そういう集まりがあったら必ずだれかが、担当者が行くとか、それからどんな小さな情報でも見逃さないとか、そういう姿勢を今後もより強く持っていただくのは町長の一声しかないのかなという気がするんですけれどもいかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 まず合併の問題であります。この合併の問題を考える場合に非常に難しいのは、将来、財政を含めてどうなっていくかということが、実は見越せないわけがあります。ここに非常に大きな問題があります。

それからまた、合併以後の姿をどう描いていくのか、あるいはしなかった場合どうか

というお話しもありまして、そのいずれもが、やはり国の財政状況に左右をされざるを得ない、そういう地方の弱さといいたいまいしょうか、そういうものが現実にあると考えております。

そこで、さきほどの西尾私案の見通しの問題がございました。これは過般行われました全国町村長大会の中でも、いわゆる強制合併と小規模自治体の権限をはく奪すると、この2点が極めて大きな問題でありまして、大会が終わってからそれぞれ参加した首長がそれぞれの選出の国会議員全員のところに訪問をして、この2点を特に国会議員に対して要請をしてきたという経過を踏んでおります。

今日の北海道新聞に出ておりましたけれども、西尾私案に対する全国町村会としての対案というものが今求められております。当然全国町村会としては、来年の2月に向けて西尾私案に対する全国町村会としての対案を今まとめているところでありまして、2月に向けて最終的な対案を出すということになっております。

したがって、その対案が出た段階で、地方制度調査会の中で、それらが議論されていくと。そして将来的な、まだ十分見えていないものも含めて一定の方向になっていくのではないかと考えております。

北海道の町村会といたしましても、いわゆる行政面積が広大な地域でありますので、北海道スタンダードというものがあってもいいのではないかとということが大きな議論になっておりまして、当然西尾私案の対案の中でもそれらも検討されていくことになるのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、西尾私案は簡単に言いますと町村制を廃止をして市以上の自治体にくくるといふような考え方でありまして、これそのものはやはりこうしたローカルな地域ではなかなかそぐわないし、もしそうなった場合には形式的な面積なり町村数が多い自治体でくくった自治体が多い、そういうものがたくさんできてしまうと。それはやはり地域が崩壊するといいたいまいしょうか、そういうことにも非常につながる懸念があるわけでありまして、やはり地方は地方としてどうやって生きていけばいいかというものが、そうした議論の中に反映されていかなければならないと、そのように考えております。

それから、合併に関する特集を組んだわけでありまして。これは3町が合併をした場合に将来的にどうなるかということ推計したものを町民の皆様がたにお知らせをしたところであります。

これはあくまでも、各町村がそれぞれの考え方で、将来的に地方交付税というのはどの程度減っていくのか。あるいは人件費なりをどの程度削減していけるのか。あるいはその際に建設事業にかかわる予算がどの程度確保していけるのか、そういうものをそれぞれの町が真剣に考えて3町が出し合って、それを集計したものが実はこれなんでありまして。その際に町村の見方というか考え方といいたいまいしょうか、これには大きな開きがあります。

例えば厳しく地方交付税を見ている、削減になるのではないかとこのように予測をしているところ、あるいは将来的な人件費を含めた削減にどう取り組むかと、それぞれの町の姿勢といいたいまいしょうか、そういうようなものがございまして、したがって統一されたものでこれが作られているわけではございません。よって、最近の地方交付税の削減率といいたいまいしょうか、これを見ても当時作られた、これの基になった数字と比較すると、何倍もの切り込みのされ方がしてきていると、これが実態であります。

したがって、地方交付税というのは、基本的には国が一方的に交付をするという仕掛けでありまして、国の財政がきつくなってくればその分だけ地方交付税のいろんな中身の見直しをして削減してくると。したがって、結果的に大幅な削減額になってしまうと、こういう性質のものでありますので、したがって、将来予想と、しかも30年後まで見越せるはずが実はないわけであります。しかし、一定のルールの中でいちおうのシミュレーションをせざるを得なかったと。これは西十勝のやつですけれども、ほかの地域においても同じ現象だと聞いておりますので、それがストレートでこういうかたちになっていくかどうかは、最終的には保証の限りではないということが言えると考えております。そうした面では、非常に変動のあるものというふうにご理解を賜りたいと考えております。

それから自立のお話しがございました。これはまさに菊地議員もそうでありまして、私自身もそうでありまして、また、町民のかたがたもこの町が将来に向かって自立していけるのであればという思いは、まさに同じではないかというふうと考えております。

しかし、残念ながら自民党のプロジェクトチームも含めて、いわゆる小規模自治体というレッテルをはられるわけでありまして、そうなりますと、権限と財源が、権限が少なくなると当然その分だけの交付税、その他含めて小さくなっていくということでありまして、そうするとそれが、さきほどのシミュレーションの話ではないんですけれども、どこまで小さくなるかということ予測することは実は不可能であります。

したがって、最悪の事態になったときに自立していけるのかということが今後大きな議論になっていくだろうと考えておりますし、そのことも含めながら、しかし、おかれているこの状況というものを間違いなく判断しながら、将来の在り方を探っていくことが大事ではないかと。そのためには合併も一つの選択肢として十分議論をしていく必要があるのではないかとそのように思っております。

合併してもしなくても、将来的には地方交付税が大幅に下がっていくとすると、相当厳しい合理化なり、そういうものもしていかなければ、どちらの道を選択したとしても最終的には生きていけないぐらいの、国全体の財政構造が疲弊してしまっているということだと考えております。

したがって、今後の国のそうした推移を見ながら、また、西尾私案に対する全国町村会等での取り組み、そして地方制度調査会が最終的にどういうふうな方向を打ち出すのかと。その時期は来年の11月ごろというふう聞いておりますので、これが極めてそれ以後の町村合併に対する大きな影響を及ぼしていくのではないかと。簡単に申し上げますとそこでぎりぎりの厳しい中身になってしまいますと、もはや小規模自治体は単独で生き残っていくことができない状況がつくられてしまうと。それからまた、なにがしかの選択制なり、弾力性といいましょうか、そういうようなものが加味されるとすると、最終的にはその時期が、最終的な判断の時期になるのかなと、そんなふうには私個人としては予測をいたしております。

それからお話しがございました、自立をするための住民自治を育てるべきと、まさにそのとおりでありまして、今までの長い歴史の中で、ともすれば行政頼りと、こういうことがずっと長い間続いてきたわけでありまして、これから先はやはり地方自治体そのものが自立を求められておりますので、したがって、町内にあってもそれぞれのお立場のかたがたが住民自治を育てながら、自立の方向を目指していきまさんと、これはやっぱ

り成り立たなくなってしまうということがいえるのではないかと考えております。

それから、観光協会の関係であります。私も細部については把握いたしておりませんが、ただいまご質問にありました情報発信にかかわる諸会議等については、ほとんど出席をしているようであります。しかし、結果としてそうした情報発信の際に本町の情報発信が漏れている部分があったということでもありますので、今後もそういうことのないように、もう一度全体的な問題を精査してみたいと。そして、そういうことがあればそれを補正するような努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 菊地議員の質問にお答えいたします。たいへん厳しい質問だったと考えております。ただ、先生がたに対する評価というのは、父母のかたそれぞれいろいろな評価があると思います。私どもとしては、それぞれの先生がいっしょうけんめいやっているという認識に立っております。

いろんな声、聞くことは聞きますけれども、その中で、今年は特に絶対評価ということで、各学校大変な時代でした。その中で、今の学校間での取り組みの差もありますし、全道的にもいろいろ学校間の差もございます。その中で今年1年間、いっしょうけんめい現場で取り組んで1年間の整理をしているという状況であります。

その中で、まず授業時間の確保の関係ですけれども、最低基準の時間が確保されていないのではないかとのお話しですけれども、新得の中学校につきましては、屈足も含めまして6割ないし8割の時間の確保はされております。屈足と新中を比べましても特に大きな差はなくて、むしろ新中のほうが時間の確保はだいぶなされているかなと考えております。全体では980時間ということになっていきますけれども、そういうことで6割ないし8割と。

問題は、6割の前半の部分で、これから3学期ではなかなか時間の確保が難しいものですから、そういう面で特に6割前半の部分についてはこれから学期末迎えまして、十分な点検をするように、校長会議並びに教頭会議、それから学校主幹を通じまして、各学校に周知しておりますので、最終的には、きちっと標準の時数は確保できるというふうに考えております。

次に、読書の関係、朝のドリルの関係でお話しありましたけれども、読書関係につきましては基本の時間ということで、大体、ほとんどの学校が朝の始業時前ですね、10分ないし15分の時間でいろんな算数ですとか書き取りを行っております。

その中で読書につきましては、特に行っているのが、上佐幌小学校、それから佐幌小学校、それに屈足小学校が読書の活動をやっておりまして、読書ノートとか、必読書の読破ということでやっております。そんなかたちで特に小学校各校では読書の時間を取り上げております。

特に読書は、読み書きということで、基本的な力ですので、確かに読書の推進というのは大事だと思いますので、これからいろいろな機会を通じて学校にも話しかけていきたいと思います。

ただ、それぞれ学校の生徒の課題がありますので、すべて読書がいいというものではありませんので、例えば屈足小学校につきましては、算数を中心にやっているということでもありますので、それぞれの学校の特長を生かしながら、基礎・基本の確保に当たっていききたいと思います。

それと、学校図書の地方交付税の関係なんですけれども、先の新聞にも載っていましたが、全国で30億円を追加しまして、130億円にしたということなんですけれども、それに対して町村が図書費を増加したのは全国で35町村というふうになっております。これはあくまでも交付税としての算入ですので、補助金としてその町になんぼが入るということではないんです。あくまでも交付税の算定基準として、全国で30億円が入ったということで、例えば新得の場合は、なんぼそれが交付税に入ったというのは、全く分からない状態でございます。

そんなことも含めまして、各町村で全国的にも35町村しか増やしてないということになっております。私どもも、結果としてなんぼが増えたか分かりませんので、基本的には図書の充実というのは大事だと思っていますけれども、交付税に算入されたからといってその分図書の購入費を引き上げるというふうにはいかないと思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

次に絶対評価の関係ですが、説明不足ということでお話がありました。特に子どもたちの差があると、説明を受けていないということがありました。

確かに、今年から、今まで集団に準拠した評価ということで、相対評価ですけれども、これから目標に準拠した評価ということで、絶対評価となりました。

それで、今までテストの点数を主にやってきたんですけれども、これから四つの観点ということで、いろんな学習に対する関心とか意欲とか態度、それから思考と判断、技能・表現、知識・理解と、そういう四つの観点で通知表を作っていくと。

その中で、生徒の授業に対する熱意、取り組み状況、その辺も加味されていくものですから、点数が良くても評価が下がっていくというケースがございます。その中で、町村によっては生徒全体の評価が上がった町村もありますし、逆に下がっている町村もございます。

その中で、その辺の仕組みがなかなか父母のかた、それから子どもたちも分かっていない部分もあります。学校でもそれは十分説明はしているんですけれども、なかなか難しい仕組みになっております。かなり評価表、それから補助簿なんかつけてまして、いろんな観点からつけていくものですから、なかなか普通の生徒の学習態度を点数化をして評価するというんですか、なかなかその辺が難しいということで、目に見えない部分もありますので、どうしても評価が下がった生徒からは、なぜかなということで不満が出てきます。

これは決して新得だけではなくて、全国的な傾向としてそういうことになっておりますけれども、たまたま今年4月から始まったことで、現場でもいろいろ試行錯誤しながらやっている状況でありますので、その中で十分これからも父母のかた、あるいは生徒にその辺の絶対評価に対する説明をしまして、不安を取り除くように学校に指導していきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、進路指導の関係ですけれども、推薦入学の関係で指導のしかたがどうかということなんですけれども、恐らく推薦をしたときには、その学校にふさわしい生徒だったと思いますけれども、恐らくいろんな理由で、その高校に行ったけれどもうまくいかなかったのだらうと思います。決して先生の指導不足だけではなくて、なかなかいろんな理由があると思いますので、一概に先生の指導の在り方がとは言えませんが、実際に学校の状況とか、学校のレベルと、生徒の実力と、その辺の判断がどうだったか分かりませんが、その辺十分に情報を把握して生徒指導に当たるように

これからも指導してまいりたいと思っております。

それから学校訪問、学校開放の関係なんですけれども、新得高校につきましては問題はないということなんですけれども、子どもたちが自主的にほかの学校に訪問した場合に、相手の先生がたの対応が良くなかったというお話しなんですけれども、その辺については特に教育委員会としては情報は得ていませんけれども、この辺は送り出す中学校の問題もありましょうけれども、それを受け入れる各学校の高校側の問題もあろうかなと思っております。新得高校につきましては、この間も公開学習ということで屈足中学校、新得中学校の生徒が、3年生、屈中については2年生もそうですけれども、参加いたしましていろんな公開授業を受けまして、非常に和やかにといったらおかしいんですけれども、とてもスムーズに授業を行っております。そういう面では、地元の新得高校には問題はないと思えますけれども、ほかの高校についてはいろいろ、その辺については情報は詳しく分かりませんので、なんとも答弁のしようがないんですけれども、その辺も含めまして、各学校にその情報の収集についてきちっとするように指導をしていきたいと思っております。

その中で、いじめの問題で小中高の連携の関係がありましたけれども、町内に中高連絡協議会がございまして、各学校間の連携は十分やっております。特に小中は比較的問題はないんですけれども、中高がいろいろ問題あるという話がありますけれども、これも中高連絡協議会の中でいろいろな、小学校から中学校に入学する場合、中学校から高校に行く場合、いろいろな問題、課題を十分連携するように話し合いをしておりますので、今後もその中で連携を強めるように指導していきたいと思っております。

最後に、熱意ある先生の関係ですけれども、新得に体を休めに来る先生がいるという話なんですけれども、私はそういう先生はいないというふうに思っております。それぞれ皆さんプロですので、熱意を持ってそれぞれの町に赴任して授業をしているというふうに思っております。いろんな父母のかたの評価もあるでしょうけれども、私どもとしてはそのように考えております。

ただ、お話しあったとおり新得中学校につきましてはバランスの問題はあると思えます。若い先生が多くて、あとは管理職ですので、その辺のほかの学校から見るとちょっとバランス的にはあるのかなと思えます。

ただ、中学校の場合、人事につきましては教科の問題と、部活動の問題がございまして、だれでもいいということではないんです。なかなか、6年間という異動期間がありますので、出ていく先生と入ってくる先生、何の教科を持っているかと、部活をやっているかによって、もってくる先生もいろいろと限定されるものですから、バランスも難しい部分もありますけれども、確かにバランスのことは重要なことでありますので、その辺も配慮しながらこれから人事について、直接的には私に権限ございませんけれども、局のほうにその辺十分含めて、熱意ある先生の獲得に努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 町村合併についてですけれども、今、来年の11月というお話しされていましてね。そのときにその後の方向性がはっきり見えてくるのではないかということなので、当然それまで待たなければなりませんけれども。

例えば、決してあめをしゃぶりたいというわけではありませんが、法定の協議会の設置は6月くらいでない間に合わないのではないかというお話しもありますので、その

期限をあえてあまり考えないで、町長としてはこの合併問題、深く掘り下げようとしているのか、それが1点ですね。

それから、北海道スタンダードというものが、うまくこの意向が国のほうに伝わるようなニュアンスであるかどうかということについてお聞きしたいと思います。

それから、次に学校の教育環境についてなんですけれども、早朝のいろいろなクラスの取り組みですね、その先生によって全くばらつきがあるんですね。あくまでも生徒が主導でやっているところもあるし、先生がいっしょうけんめいやっているところもあるし、ばらばらなんですけれども、できるだけクラスの差が出ないようにしていただきたいと思います。

授業の中ですべてが行われるのが当然だし、今、学校の授業で足りない分は塾に行けばいいという風潮にはなっているんですけれども、本来、ゆとりを持たせた教育に変わってきて、教える指導要領の中身の最低はすべての子どもに保障しなければならないというふうにもなっていますので、ゆとりが出てきたとしても効率的に教えなければうまくこなすことができないのが実態だとは思いますが、クラスごとに差があるというようなことのないようにしていただきたいと思います。

それから推薦の問題で、学校に行ってから子どもの態度が変わったのではないかというお話しされていましたが、それはそれとしているいろいろなことがありますので、いろんな状況があると思います。ただ、そういう状況になって、その子が偶然新得町の出身だったからこの次に新得町から推薦として出すときにはたいへん厳しい状況になるかもしれないという考え方そのものが間違いだと思えますね。あくまでも個人の問題であって、その辺どういう経緯でそういうふうになったのか調べてもらう必要があると思いますけれども、たとえそうなったとしても推薦されたらがんばりなさいというのが、先生の立場としてのものであるし、もし、受け入れる学校の側がそういう意識を持っていたら、それをうち消すような努力を、教育委員会もそうですけれども、各先生にもしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから連携についてなんですけれども、十分連携とってまうと言っていましたね。親の中にはとれていないという声が多いですよ。教育長さんも代わられたばかりで実態分からないかもしれませんが、その辺が切り込んでいくまいきっかけになると思っていますので、ぜひ実態の把握をしていただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 合併問題を考える場合には、申し上げるまでもなく、これはお互いに相手が必要なわけでありまして、したがって、今後十勝全体の動き、その他を見ながら、そうした適当な時期に話し合いに乗り出せる必要があった場合については、それぞれで話をしていくことは非常に大事なことでないかと考えております。

そこで、最終的な地方制度調査会のさきほど申し上げました全国の町村会の意見反映というものがどこまでなされていって、その結果、例えば選択制なり、あるいは弾力的な要素というものが加味されてくるのかどうか、ここは全く今予測のつかない範囲であります。しかし、国といたしましても、全国の町村のある程度の、同意とまではいかないにしても理解が得られる内容でなければ、今、示されている西尾私案をそのままやっぱり走らせるわけにはいかないという判断に傾いてきているのではないかと、私はそのように受け止めております。

したがって、話し合いは話し合いとして継続しながら、そしてやっぱりそういう時期

というものを慎重に見極めていく必要もあるのではないかと、そう考えているところがあります。

また、北海道スタンダードがその中に組み入られる可能性はどうかという話であります。これは従前から北海道の町村会としては、そうした面積要件というものを加味してもらいたいということをかねてより主張いたしております。

しかし、国の面積のとらえ方は、可住面積といいまして、住むことが可能な面積。そういたしますと、山やなんかは除外されるわけですから、そこそこの規模になっていくと。いわゆる行政面積全体を指さないというのが国の考え方です。

したがって、そうした前提がある以上、この北海道スタンダードがどういうふうの評価されていくかということは、まだまだ未知数かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、将来、町が生きていくためには、基本的には地方交付税というものが歳入のベースになるわけです。自治体も新税を起こしてはどうかという国の働き掛けもありますけれども、しかし、その課税客体といいましようか、これを考えてみた場合に、なかなか新税を創設して町の財政を潤すようなものを見いだすことは非常に難しいと。そうなりますと、残念ながらこの交付税にこれから先もある程度頼らざるを得ないのではないかと考えております。

その地方交付税は、残念ながら人口ベースに今なってきております。多いところとちっちゃいところのいわゆる格差というものがだんだん開いてきております。特に小泉総理大臣が都市再生というようなこともあって、いわゆる大きいところへシフトしていった、その分小さいところが割を食うと、こういう構図になっておりまして、これは非常に私は不公平だと考えておりますし、同じ国民でありますので、やっぱりひとつのルールの中で、そういう格差がつかないような交付税の配分というのを求めていく必要があると考えているところであります。

ただいまのご質問はそういう内容だったかなと思いますので、お答えとさせていただきます。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 3点ほどお話しがありましたのでお答えいたします。

まず、早朝の取り組みの関係で、その中で最低の授業の確保ということでお話しがありましたけれども、さきほど言いましたように時間数は3月までにきちっと980時間、中学校におきましては確保するようになっております。その中で、新学習指導要領にあります教えるべき基準については、十分クリアできるのかなと思っております。特に中学校につきましては、ティーム・ティーチングということで、先生を1人特別に配置いたしまして対応しておりますので、その辺の部分については、最低の分はきちっと確保できるというふうに考えております。

早朝の基礎・基本の時間ですけれども、お話しの先生間のばらつきということでもありますけれども、クラスの差が出ないように、これは当然私も思っております。学校によりましては朝のほか、給食時間の昼休みを使つての基礎・基本の時間、あるいは終わった後の放課後にやっているところもございます。その中で学校間の差もありますけれども、更に基礎・基本の充実ができるように、クラスの差ができないように、これからも校長会議、教頭会議通じて指導をしていきたいと思っております。

次、2点目の推薦入学の関係ですけれども、推薦につきましては、それぞれの学校に行く場合の一つの基準がございまして、それに適応した生徒が当然大丈夫ということ

本人あるいは先生も含めて行くわけですが、いろいろな事情でなかなかついていけないと。結果として受け入れた学校が、新得の子がだめだから来年はだめだよということは、ちょっと問題があることだと思います。たまたまその子がついていけない、あるいはやめたことが、すべて新得はだめということにはならないと思います。その辺をきちっと調べまして、その辺の問題があれば、相手の学校へ申し入れなり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

それから、先生がたの連携の関係ですが、親の中に連携が取れていないという声があるということでもあります。実態を把握してということですが、確かに親御さんの中にはいろいろなことがあるということは重々知っております。さきほどもお話ししたように、中高連絡協議会の中で十分やっておりますし、この後、例えば総合学習だとか、部活動で、小中、主に中高の合同授業というか、そんなかたちの連携もこれから進めていききたいと思っております。その中で、小中高の先生がたの交流も図っていききたいと思っております。

特に、今年は10月に十勝管内の小中高連絡会の研究大会を新得中学校で行いました。これは幼稚園、小学校、中学校、高校と、新得町内の幼稚園から高校まで各公開授業しまして、それぞれの授業を公開して新得中学校でその結果を管内から集まった先生方で勉強し合ひまして、幼稚園含めた幼小中高までの研究大会をしております。

特に評価がよかったのは、ほかのところでは大体、小中高だそうです。新得につきましては幼稚園まで入っておりますので、その辺の幼稚園も含めた学校間の連携が非常に素晴らしいという評価を受けております。その中で各学校が連携に向けて取り組んでおりますので、教育委員会といたしても更に先生がたの、あるいは学校間の連携については指導していききたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 宗像議員の質問を受けて休憩させていただきたいと思っておりますので、ご協力を願いたいと思っております。5番、宗像議員。

[宗像一議員 登壇]

◎宗像一議員

1. 学校5日制の様子について

私は、2項目についてお尋ねしたいと思っております。

学校5日制の様子についてでございます。今年の新学期より学校5日制となりまして、ここで9か月になろうとしております。8月の新聞報道によると、道内の不登校は、小学校不登校生で889人、前年対比19人の増であると。中学校不登校生3千596人、前年対比114人の増と、道内で約4千500人の不登校生がいると。少子現象の中、10年連続増加であります。

本町の不登校については、いろいろとプライバシーの件もありますので、質問は避けませんが、10月に音更町教育研究所による学校5日制アンケートを、生徒・父母を対象に実施されております。その結果が「完全5日制を良いと思う」が小学生で70パーセント、中学校で65パーセント。親も「特に困っていない」が約50パーセント以上の結果が報道されておりました。

しかし、11月には、北教組函館支部の教員側のアンケートで、子どもの学校生活があわただしくなった、授業に子どもが集中できなくなったとありました。また、北教組

十勝支部教育白書の結果でも、教師の6割が疲れを訴える子どもが多いと、ゆとりのない家庭生活や学校生活を挙げ、学力低下の心配、また、授業時間の負担増に不安の心配がされるのであります。

中学校では特定の子をいじめる、友達のいない仲間外れの子が目につくと調査されていますが、中には授業についていけないというかたちの中で不登校生の増加の原因にも心配されるのではなかろうかと思うのであります。

親のお気持ちはどのように感じておられるかと思うとき、本町の学校5日制に向かって、小中学校の生徒の生活態度はいかがされているか、ここで伺いたいと思います。

2. 教育指導員の配置について

次に、教育指導員の配置についてでございますが、11月5日、6日と文教福祉常任委員会の町内所管事務調査をいたしました。1日目には各学校を視察しましたが、各学校とも生徒数の減少により、学校運営に大きく影響があると申されました。特に小学校では間口減と同時に教職員の減少となり、1、2人の生徒が増えることによって現状維持ができると。私たちもそれに対してはどうすることもできず、ただお聞きするのみでした。

富村牛小中学校においては1人中学生に進級されるために、教員の増員、また、教室の不足も生じております。当然その準備はされていることでしょうかから申しませんが、しかし、その他の各学校は間口の減少により空き教室が増え、それぞれ工夫された教室利用はされていますが、定員40名1学級となっている現在、明年の新得小学校の入学生が39名と予想されています。それにより教員も減少となり、新しく入学されるお子さんは狭い教室で、またご両親のお気持ちはどうでしょうかと思うのでございます。

教職員も学校5日制になって、職員室にいる暇がないほど忙しい、空き時間もなく、教材の研究もできないなどと言われている学校現場の様子をお聞きすると、さきほど質問に申した学力低下の心配、不登校生との問題と、心配な面が予想されるのでございます。

少人数指導のため、加配教員が認められていますが、道教委も教員加配の目的外運用問題で学校管理職が59名処分されています。加配教員は週24時間から25時間ということで5日間ですから、1日大体4.2時間から5時間ぐらいというかたちになりますが、私たちの町の加配の取り組みの状況はどのようになっているのかなど。また、今後の進めに当たってどのようにお考えでおられるか、その点をまず1点お尋ねしたいと思っております。

また、道教委は市町村教育委員会において市町村負担で教育指導員を置くことが容認されています。そして、それが構造改革特例措置で、制度化の動きが国会審議中であると伺いました。

教育は人づくりであります。未来の子どもをしっかりと教育することがたいせつであります。管内の町村でも教育指導員の配置をして進められている学校があるわけでございます。低学年教育にたいせつであり、わが町の進めに当たり教育指導員の配置をここで考えてみる必要があるのではないかとお考えと思いますが、それに対してどのような考えでおられるか、以上質問させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

[宗像一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。午後1時までといたします。
(宣告 11時50分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開をいたします。
(宣告 13時00分)

◎湯浅亮議長 宗像議員の質問に対し、答弁を願います。小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 学校週5日制の様子についてのご質問にご答弁させていただきます。

この4月から、完全学校週5日制がスタートし8か月が経過いたしました。その児童生徒の生活状態についてであります。教育委員会といたしましては、小中学生を対象としたアンケート調査を冬休み明け早々に実施し、更にそれに基づいて現場を通して状況把握に努める予定でありますので、しばらくの余裕をいただきながら結果につきましては早急にお知らせしたいと考えております。

また、本町の学校週5日制への対策は、ちびっこスポーツ教室やわくわく体験教室の開催、地域ボランティアによるサタデーミニスクールの開設などの受け皿を整備しているところであり、今後アンケートの集約結果を検討しながら、更に取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、加配教員、教育指導員の配置についてであります。少人数指導のための教職員の加配につきましては、現在、小中学校に2名が配置されております。

新年度におきましては、新得小学校の入学児童が38名で1学級になる状況も踏まえて、加配の1名増員の申請を道教育委員会にお願いしております。

その見通しにつきましては厳しい状況にありますが、更に要請等の働き掛けを強めてまいりたいと思っております。

本町独自によります少人数教育の必要性につきましては、教育委員会としても十分認識しているところでありますが、厳しい財政事情を考慮しながら、検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 結論としては検討されるということですから、1点目の学校5日制の問題は、冬休み明けて早々に進めたいということでございますけれども、その内容的な進めとしていろいろとアンケートの結果を見て、その後の趣旨も考えていくということなんですが、内容は音更でやられたように生徒・父母環境を対象にして、また先生がたの進めはどうされようとしているのかなと、先生がたもどのようにあれしているのか、そこら辺がもし、アンケートの中に含まれるのかなとどうなのかなとそう思います。

また、新学期によって、生徒が38名に対して加配の先生の申請をしながらやっていくということでございますが、それはそれで申請の結果どうなのかということでも2点目の教育指導員の配置の問題が検討されるというかたちになっているわけですが、これは町長の姿勢に実際にあると思うんですね。

中学校、高校になってもかけ算の九九も知らないという生徒がおられるんだということも聞きます。また、児童教育からの取り組みがたいせつなんだということは私どももよく分かるんですが、一番物覚えがいいのはやはり小学校の時代の低学年であろうと思

うんですね。

それで、新入生38名ぐらい入学の予定なんだということで今、報告があったわけなんですけど、新得小学校の場合で4年生で33人、また6年生も39人というかたちで、いちおう私たちの所管調査に行ったときに、そういったことで加配のお願いはしているんだけどもということとは聞いておりました。

しかし、低学年の1、2年生というかたちの中では、やはり加配の先生というのは大体週に24時間から26時間ぐらいですか、そうすると5日ですから、1日にすると大体4.2時間から5.2時間ぐらいの時間割になるのではないかなと思うんですね。

それで、やはり小学校の低学年の取り組みというのは、やはり一番大事なときであるから、加配の先生というのはある程度高学年にもっていても小学校の38名も入学される1学級となるような状態であれば、ぜひ教員指導員というのを、名称をどういうふうに変えてやっていくか、それぞれの町村であるでしょうけれども、こういったことは、いちおう町村でもたなきゃいけないことですが、今それぞれの家庭で、教員の経験者というかたちが結構おられると。また、教員有資格者も今、余っている現状だというようなこともよく聞くわけなんですね。

ですから、パート料大体1日7千円にしていっても、大体20日間ぐらいではないかと。そうすると月に約14万円、そして夏休み・冬休みもありますから大体10か月というふうに見たら、年間で140万円かそこらぐらいの予算じゃないかなと、雑ぱくな計算をするわけなんですからけれども、それによってやっぱりそういう子どもたちがほんとうに生かされた教育ができるんだということであれば、やっぱりここで思い切ってみるといふかたちは大事ではないかなと思うんですね。

教育に対しての予算は非常に厳しいことは分かります。政府も先だっけの新聞を見ますと教育は人づくりだといいいながらも地方分権推進会議の最終報告のまとめでは、義務教育費5,000億円削減するということで報道されて、一般財源化による進めになるようだという事も知らされました。

今は地方交付税の減少だと、予算がないんだと、新規の事業は非常に困難だということをおっしゃると、非常にこれからの町の進めと申しますか、動きはどうなっていくのか、発展はどうなっていくのかと、先行きが心配になるんです。

そして、われわれ議員の役割は一体何なのかということも心配されるわけですが、不安になるわけですが。

検討されているということですから、前向きで検討されているとは解釈していいとは思いますが、検討されるというのいろいろどういうふうに解釈していいのかが非常に難しいものがあるわけですが、何回も申すように教育は人づくりだと、たいへんたいせつだということをおっしゃいながら、健全育成ということをおっしゃいながら、ほんとうに主に考えるならば、今のようない状態で子どものほんとうに、学校の運営は私ども所管事務調査で行っている学校からも知らされましたし、さきほどの質問者の中の答弁でもずいぶん詳しく説明を受けて分かるんですが、ほんとうに生徒がゆとりのある、ほんとうに今そういうことで進めていることが子どもたちがどういうふうに進んでいるのかなということかたちは、やはり教育委員会としても報告も受けていると思うんですね。そういったものに対して、子どもがそのゆとりというものをどういうふうにとらえているのかということも疑問に思いますし、そこら辺のものがもし教育委員会のほうで考えておられるならば、聞いて、そしていろいろあれしているのならぜひお聞きしたいなと。

学校の運営だとかそういった面のあれは分かるんですが、ほんとうにそれに当たっている子どもたちはどうなのかなということが心配でもあるんですよ。

そういった休み癖がついたり、あるいは学校嫌い、また、授業嫌いが出てくると、やはりそれらも不登校という原因の一つにもなっていくのではないだろうかということも思います。

まあ、実施、検討されるということですから、前向きに進まれるんだということで考えるならば、ほかの町村でもやっているように設置条例だとか、あるいは施行規則だとか、そういったものまでほんとうに検討し、来年の4月から、新年度からやっていくと、そして3月の定例議会までにそういったものを提案するんだというかたちまで実際に考えているのかどうか。ぜひ考えていただきたいということを再度質問したいと思います。よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 まず1点目の学校週5日制の関係のアンケートの関係ですけれども、アンケートの内容がどうかというお話しだったんですけれども、今考えておりますのは、子どもたちを対象にしたアンケートを冬休み明けに予定をさせていただきます。

アンケートの中身につきましては土曜日の過ごし方ですとか、いろんな体験とか教室の参加状況、それとどういふかたちに参加したとか、あるいは参加しない場合どういふ理由か、そのような観点で子どもたち、小学校、中学校、全子どもたちからアンケートを取りまして、その子どもたちの思いを検討して、これから週5日制の在り方について検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に2点目の加配の関係でございます。お話しあったように、教育は人づくり、まさにそのとおりだと思っております。特に新得小学校では今年お話しあったとおり新1年生が38人、4年生が34名ですか、あと新6年生が36名になる予定で、かなり多い状況にあります。

ただ、文科省の基準が41名以上ということで40名までは1学級ということになっています。そういう国の基準がございますので、それを乗り越えてまでするのはなかなか、あとは町の考えなんですけれども、この辺の厳しい財政状況の中、なかなか思うようにいかない状況であります。

特に低学年の教育、特に新1年生は人数が多いと大変だということは予測されます。ただ、十分40名以下でもやっていけることだと思っております。それはほかの町でも現にそういうところもあります。ほかの町でも今お話しあったように設置条例なんかを作りまして、町単独でそういう先生を雇用しているケースもありますけれども、そこまで行っていないのが大方な町村だと思っております。

町も加配ということで、特に小学校、新得小学校の部分については加配をお願いしてございます。それについては学科指導、TTというかたち、ティーム・ティーチング、先生に先生を付けるということで、新1年生と4年生と6年生ということで、各クラスに1人先生が付いて大人数の指導に対して先生を2人体制でやっていくということで、今、道教委のほうにお願いをさせていただきますので、なんとかその実現をまず図っていきたいと考えております。

それと、町単独の教育指導員の関係ですけれども、今、財政が厳しい中、いろいろな、例えば地域緊急雇用対策などの財源を確保しながら、なんとか努力をしていきたいと思っておりますけれども、さきほど言いましたように町の財政も非常に厳しい状況ですの

で、教育委員会としてはその必要性は十分認識しておりますけれども、これから実現に向けていろいろ検討していきたいと思っております。

ただ、今お話しあったように設置条例というような明確な基準作りはそこまでいかないのかなと思っております。なかなかそこまできちとした体制でやるのがいいのかどうか。当然それはあればいいとは思いますが、継続的にそういう少人数指導体制がこれからできていくのかどうかという問題もありますので、その辺はなかなか難しい課題だと思っております。

当面、新1年生が多いという部分で含めて、なんとか対応を考えてみたいと思っておりますけれども、そういう財政も含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 確かに厳しさはよく分かるんですけども、実際に今の答弁にもあったように指導員を置いてやっている町村は少ないわけですね。私どもも聞いた状態の中では芽室町、広尾町ぐらいなんですね。

芽室町の小学校へ行っていろいろ聞いてみましたときに、やはり低学年に置いているんですね。そして平成12年度の4月から施行してやっているんですよ。その状態でいろいろ聞いてみますと、それらの先生を向こうでは指導員助手というかたちの中で、教育活動指導員助手というかたちの条例を作って、12年の4月から実際に実施に当たっているわけですが、その結果をみますと非常に低学年に置いているんですね。向こうもやはり間口が結構多いものですから。低学年に置いてやっているんですけども、非常に効果があるというんですね。もう子どもたちの目を結局広く、その補助の先生とで見るとのことです。

ですから非常に効果があるし、また、父母からもそういった面では非常に感謝されているんだということを言っておりました。広尾町の関係は私もちょっと調べはつきませんでしたけれども、そういったことで、低学年の教育はほんとうに私は大事なことだと思うんですよ。

ですから、それを教員の加配で賄っていくということよりも、今年から新得の小学校に生徒が増えて2間口になるというかたちはちょっと難しい状態だと思うんですが、そういった面を含めると、やはりきちと予算だけで考えるのじゃなくして、ほんとうに真剣に取り組んで、人づくりというものを検討されてはいかかがかと。

そういうことでぜひ、それは検討じゃなくて、その検討を前向きに、そして条例まではできないというかたちですが、できないとしてもなんとかやはり来年度からでも対応していくような考えをぜひ持って進めていただきたい。切にお願いするしだいです。それに対してのお考えをお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 加配につきましては、1年生、4年生、6年生の学科のティーム・ティーチング、それと複合体制ということで考えております。

それともう1人、外国語の指導関係でもう1人加配を申請してございます。もしそれが認められれば、新得小学校に2名の加配が出てきます。ただ、1人は外国語なんですけれども、その外国語の対象が1年生がおりますので、もしそれが認められれば、1年生の加配が2名が付くこととなりますので、その加配の中でかなり少人数指導的な部分でフォローができるかなというふうに考えております。

そんなかたちで、加配が去年プラスもう1名ということで今申請しておりますので、ぜひその実現を図ってそういう外国語指導を含めた中での少人数指導の効果があるようなかたちでなんとか実現を図っていききたいなと思っております。

それと町独自の関係なんですけれども、これもさきほど言いましたけれども、財源の確保も含めまして、これから前向きなかたちで検討していききたいと思っておりますけれども、なかなか言いましたとおり、財政が非常に厳しい状況です。計画的になるかどうか分かりませんので、来年まだどうなるか分かりませんが、教育委員会としてはなんとか宗像議員の気持ちも含めながら、これからまた検討していききたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

[千葉正博議員 登壇]

◎千葉正博議員

1.「家畜排せつ物法」におけるふん尿処理について

今日はたくさんの質問者と鋭い質問が続いております。私は簡潔に質問させていただきたいと思っております。家畜排せつ物法におけるふん尿処理についてお伺いいたします。

家畜排せつ物法、すなわち家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律は、5年間の猶予期間を設け、平成16年11月よりこの法律が全面的に適用されることとなります。

本町においても法律の趣旨に沿った環境汚染の少ないふん尿処理を行うため、各畜産農家でたい肥舎等の整備が進められているが、その現状と今後の整備の状況等について、町長の考え方を伺いいたします。

[千葉正博議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。ただいまご質問のありました、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律につきましては、お話しがありましたように平成11年に制定をされまして、同年11月1日より法の施行が一部を省いて適用が始まったわけでありまして、

法律の目的は、畜産を営む者は家畜排せつ物を一定の基準に従って適正に管理をする事でありまして、その趣旨は二つございまして、一つは家畜排せつ物を有益な資源として有効利用の促進であり、もう一つは家畜排せつ物が地下水の汚染原因の一つといわれておりまして、環境対策面からも適正管理を図る趣旨であります。

具体的には、10頭以上の牛や馬などを飼育しているかたは、ふん尿の野積み、もしくは素掘り貯留を禁止するものでありまして、この禁止行為をした者には、平成16年11月1日以後は罰則の対象となることになっております。

ご質問にあります本町の現状であります、牛を飼育されている戸数は法人を含めまして71戸であります。うち、法律の対象になるのは68戸で、現在、法律の基準を満たしているのは今年度整備分を含めまして28戸になります。

平成15年及び16年度で21戸の整備が確実に進むと考えております。また、6戸は規模縮小もしくは離農を予想しております。

この結果、平成16年11月以降に未整備となる戸数は13戸と予測をいたしております。

ます。

現状を含め今後の課題であります。整備に対する費用が多額なために国の支援事業に頼らざるを得ない状況にあります。国の予算面から平成15年及び16年の2か年で整備希望戸数の全てが実施できない状況であります。

また、整備費用につきましては単純ですが1,000万円を超える金額になり、コスト面からも簡易な整備が求められるのではないかと考えております。研究機関が低コスト整備の実証を進めておりますが、普及にはいましばらく時間が必要のようでありまして。

今後の対応であります。国の予算につきましては町村会等を通じ予算の増額と、平成17年度以降の支援事業の継続を要望しているところであります。

なお、簡易な整備が可能な場合において資金面から対応が必要であれば農業振興資金での対応も進めていきたいと考えております。

質問とは直接関係ありませんが、今年春以降の天候をたいへん心配しておりましたが、無事収穫作業も終わったわけでありまして、先日、農協の取扱高が概数でありますけれども、対前年と比較いたしまして、5億円を超え76億円になるとお伺いしております。最終的には更に上積みの可能性もあるとお話してありまして、あらためて農協及び農業者自身の日ごろの営農努力に敬意を表したいと考えております。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 ただいま町長の答弁にもありましたけれども、家畜排せつ物法と同時に公布された、持続性の高い農業生産方針の導入の促進に関する法律及び肥料取締法の一部を改正する法律と、この二つと家畜排せつ物法の三つの法律、いわゆる環境3法と呼ばれております。

これらの法律に共通する点は、家畜排せつ物は従来農作物の生産に必要な資源として利用されてきたものでありますけれども、持続性の高い農業推進するためには、畜ふんたい肥の利用拡大を図り、たい肥中心の資源循環型農業を推進すべき点であるということがうたわれております。

そうした中で、特にたい肥舎を設置すると同時にそのたい肥をいかにたい肥化をすること、そしていいたい肥を作って畑に循環しなさいと、循環しなければならないというふうに含まれていると感じるわけでありまして。

そうした中で現在、15年、16年度に21戸というたい肥舎の状況だと思っておりますけれども、ただ、農業もたいへん大型化されてきております。そうした中で果たしてこれだけのたい肥舎が建設可能かということ、たいへん難しいような状況におかれているのではなかろうかとこのように感じております。今町長から話がありましたけれども、町村会を通じて特にこのたい肥舎に対する要望というものを強く望むわけでありまして。

現在、畜産環境整備事業という事業で進められておりますけれども、これらについても16年度で終わるのかなというふうに聞いております。そうした中で、未整備に対する取り組みというものも今後強く求めるわけでありまして。

また、町内酪農家はそういった状況の中で進められておりますけれども、法人等については現在この畜産環境整備事業の対象外であると伺っております。これらについてもそれなりの事業の推進というものを特に進めていかなければならないのかなとこのようにも感じておりますし、また、町の育成牧場等についても現在たい肥舎の整備というものがなされていないように思われます。

農業関係、農家はもとより、町のそういった牧場においても、そういった整備の必要性というものも特にあるのではなかろうかとこのように考えております。

それからたい肥舎というと同時に、利用の拡大を図るためにも現在畑作農家におけるサポート、あるいは町で行っている有機質還元事業、これらについてもよりいっそう円滑に進まれることを要望するわけですが、いかがなものかと思えます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 今、千葉議員からお話しありましたように、まさに、循環型農業というものが求められるわけでありまして、その一環として、たい肥舎の法律に基づく規制と。これは、ある意味では今日的な環境問題、非常に大きな課題でありますので、やむを得ないと考えております。

しかし、本格的なものを造りますと、相当多額な費用がかかるわけでありまして、なかなか、今、国も道もですね、非常に、新年度の予算を組むのにも、相当規模の財源が不足をしておるといふうな中でありまして、よって、なかなか、要望していても十分満たすだけの補助金がついてこない。これが、今おかれてる現状であります。

したがって、当面は法律の罰則規定が適用される前に、簡易な方法を含めて、やはり必要最小限度の手立てを講じていく必要があるのではないかと、そのように考えております。その際には、町が持っております農業振興資金の中で、必要な金額の手立てをしていけるのではないかと考えているところであります。

また、お話しありましたように、この補助対象はあくまでも個人の施設ということになってますので、法人については、やはり法人としての社会的責任もありますので、やはりそれは会社でなんらかの手立てを講じていただくしか方法がないのではないかと考えております。

また、町の育成舎のことについてもお話しございましたが、育成舎のほうでは、既にたい肥盤と、壁っていうんでしょうか、たい肥盤そのものはできておりまして、あと、屋根がまだできておりません。おかげさまで、まだ、法律の期間内にありますので、それまでには屋根の整備をして、少なくとも農業者の皆さんがたの模範になるような牧場運営をしていかなければならないというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 9番、廣山議員。

[廣山麗子議員 登壇]

◎廣山麗子議員

1. ごみの有料化に向けた取り組みについて

ごみの有料化に向けた取り組みについてお伺いいたします。来年4月に導入を目指している、一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみの有料化に向けて、地域へ出向いて住民説明会を始めておりますが、その取り組み状況をお伺いしたいと思います。

また、12月から3月まで、試行期間として、練習用の指定ごみ袋や指定以外のごみ袋を使うときに貼るシールが無料配布されています。住民説明会の折に出席者に一部シールが配られたり、欠席者への対応が徹底されていませんでした。町内会で一括して受け取って配布されたところもあったりで、その対応はさまざまでした。住民説明会に欠席されたかたや、町内会未加入者への対応をしっかりといただき、町内会全戸に試行シール、指定ごみ袋の配布と、説明の周知徹底をお願いしたいと思います。

また、家庭で段ボールを使って、気軽に生ごみをたい肥化する方法があると聞いています。ごみの減量化を進める活動の一環として講習会を開くなど、住民が学び、生ごみの資源化への理解や意識を深めることができるようお願いしたいと思います。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

[廣山麗子議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。平成14年度の町政執行方針で、平成15年度からごみ有料化に向け検討することをご説明申し上げてきたところであります。

有料化につきましては、町民のご理解とご協力が大前提でありますので、8月20日の廃棄物減量等推進協議会で説明を申し上げたのを皮切りといたしまして、新得、屈足地域におきまして衛生委員会議、更に臨時の町内会長会議を開催いたしまして、ごみ有料化に向けた趣旨のご説明を申し上げたところであります。

この10月23日から「こんにちは町長」の懇談会等の開催時にも説明を行い、更に出前説明会を現在まで31会場で行っておりまして、41の町内会が出席をされております。延べで700人近いかたがたの参加をいただいております。今後は農村地域を中心に説明会を実施し、更に理解を深めてまいりたいというふうに思っております。

これまでの説明会では、大筋、町民の皆様がたのご理解が得られていると判断をいたしておりますが、有料化に向けての試行を12月1日から取り組んでおりますので、いましばらく、これらの状況を見極めてまいりたいと考えております。特に大きな障害、問題がなければ、来年4月1日に導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のシール、指定袋の配布等につきましては、今後も広報を通じ、いっそうの理解を深めていきたいと考えております。また、ご指摘ありました町内会未加入者については、直接郵便などにより趣旨を理解していただくよう努力していきたいと思っております。

次に、生ごみのたい肥化につきましては、現在、コンポストの利用をお願いしているところでありますが、近年になりまして、段ボールによる簡易な生ごみのたい肥化が報道されております。その方法は、段ボールに生ごみと土壌改良剤「ピートモス」と「もみがらくん炭」を混ぜて発酵させるようなものでありますが、この利用方法につきましては、会員制で組織された団体が推進しているようであります。一般に利用できるのか、その内容等を十分把握していきたいと考えております。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 9番、廣山議員。

◎廣山麗子議員 4月からの有料化に向けて、更に町内会長さん、また、衛生委員さんと連携を取っていただきながら、住民が不安のないようにしていただきたいと思っております。

それにですね、ごみステーションのそばの人たちの、今までもこれからもそうなんですけど、ご苦労はあると思っております。これまでもときどき、分別されていないごみがステーションに置かれていることも見受けられますし、また、12月からシールを貼っていない、指定以外のごみ袋を出されているときもあります。回収できないで、町内会のごみステーションに残されることがないように、来年4月からの有料化に不安のないように、周知をしていただきたいと思っております。

それと、段ボールを使った生ごみのたい肥化ですけれども、生ごみをたい肥化したり

資源ごみをしっかり分別することで、ごみを大幅に減らすことができるとされています。町としても、有料化の趣旨や目的は、ごみの排出者責任を持ってもらうことや、ごみの減量化、再利用と再資源化で分別の徹底を図っていくこと、ごみ処理費用の公平な負担の原則に立った、排出量に応じた負担とあります。

有料ごみを少なくするために、ごみを出さない工夫の一つとして、この生ごみのたい肥化があります。ごみの減量に向かって、これまでも生ごみコンポストと同じように、行政と住民が共同で取り組むことが、これからも必要ではないかと思えます。

そこで今、ダイオキシン排出基準がたいへん厳しくなって、池北3町では、高速たい肥化施設を持つごみ処理施設が完成していますし、また、町全体の排出量を減らすために生ごみ処理機の購入に助成を始めているところもあります。この生ごみ処理機の助成は1件につき、2万から2万5千円まで助成をしているそうです。

この、段ボールを使って生ごみをたい肥化する方法ですけれども、行政のほうから情報の提供がなかったものですから、いろいろ私のほうでも調べてみましたら、道の環境アドバイザー派遣制度というのがあって、民間の団体のかたのために派遣依頼があった場合には、道の環境アドバイザーを派遣して下さり、その講師の旅費や謝礼を出して下さるということです。行政側は情報をいっぱい持っていると思えますし、情報を速やかに提供したり、資料を取り寄せることが簡単にできると思うんです。いい情報は行政が仕掛け人になってでも、町民を動かしたり地域を動かすことがこれからも必要ではないかと思っています。

また、今後、家計の負担が少しでも軽くなるように、指定ごみ袋の活用のピーアールをしてほしいなと思えます。例えば、香典のお返しだとか、パークゴルフでの参加賞、贈答品など、こういう使い方もありますよということをピーアールしていただければ、また、少しでも家計の負担が軽くなりますし、減量につながっていくのかなと思えます。町長さんの考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいま、廣山議員のほうから、有料化の実施に向けて、住民の皆さんがたが不安のないような体制で対応してもらいたいというお話しございまして、私も全くそのとおりで考えております。これからもいろいろなかたちで、町民の皆さんがたに情報を提供したり、4月から完全に有料化に移行できるような体制を、この試行期間中につくり上げていきたいものと考えているところであります。

私も過般、担当課長、助役と一緒に、町内のごみステーション一回り、全部ではなかったですけど、してまいりました。そういたしますと、まだ、試行始まって間もない時期でありますので、シールの貼ってないごみがあるまま残っていた場所も何か所かございました。まだまだそういう面では、この試行の方法について十分浸透しきったとは考えておりません。残り期間、それらについても最善を尽くしていきたいと思っております。

それからまた、今進めております出前講座、たいへん多くの町内会と町民のかたがたが、それにご出席をいただいております。非常に細かい、細部にわたっての出し方だとか、その他の質問等がたくさん出ております。その件数、たいへん多ございますが、いずれですね、早いうちにそうしたものを集約して、町民の皆様がたには、こういう場合はどういう取り扱いになるのかというふうなものを一つ一つ、分かるようなかたちで整理をして、皆様かたに配布をしていきたいなというふうに思っております。

また、減量のためのたい肥化の問題、非常に大事な問題だと考えております。さきほど質問のありました、段ボールを使ったたい肥化の方法も、私もひとつとおり、どうやってやるのかというのを目を通してみましたけれども、ちょっと一読しただけでは、なかなか理解できない面もありました。

そうしたアドバイザーの方法等があって、そしてこれは会員制でありまして、有料だとお聞きをいたしております。個人の場合はいくらで、団体の場合はいくらというふうな、廣山議員が言っている団体と、私どものほうで押さえている団体が、もしかしたら違うのかもしれないけれど、そういうこともございまして、よって道が環境アドバイザーを派遣して、地域にあっっているんな指導なり、あるいは説明がいただけるというふうなものがあれば、ぜひ、感心の高い部分でもありますので、検討してみたいと思っております。

あるいはまた、たい肥化に向けてのいろいろな方法もあるんだろうと考えております。いずれあらためて、新得町のごみ減量等の推進協議会あたりでもですね、そうした問題を提起しながらご検討いただくようにしていきたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 6番、松本議員。

[松本諫男議員 登壇]

◎松本諫男議員

1. 屈足小学校100年記念、閉校について

今回、伝統ある屈足小学校100年、閉校についてお伺いいたします。

屈足小学校は、明治37年6月27日、人舞教育所所属する特別教習所として、現在地に掘っ建て小屋を仮校舎として産声を上げたと聞いております。

開校以来、平成15年で100年を迎えることになりました。厳しい開拓者としての生活の中、後継者への教育の礎を築かれた先人の教育への情熱と努力に対し、この地に育つ人々の胸に深く刻み込まれ、忘れることはできません。

開校以来、卒業生2千447名。この学校を巣立った数多くの人材が、町内外の重要な地位にあってご活躍されていることを思いますとき、これまで教べんを執られてこられた諸先生がたのご苦労とご努力に、心より感謝を申し上げずにはおられません。

しかしながら、農業人口の減少、少子化傾向など、地域の教育活動が年々厳しく、平成14年度児童数16人中転校生2名ということで14名、教職員が7名であります。平成15年度児童数14名、PTAの戸数が9戸、教職員が5名に減るそうであります。平成16年度児童数が9名、PTA戸数が6戸、教職員が3名。平成17年度児童数が4名、PTA戸数が3戸、教職員3名といった現状の中、激動の時代を生き抜く子どもたちの将来を考え、PTA父母より声が上がり、各団体、地域校下とも話し合い、皆様の同意を得て、平成16年3月末で閉校との結論に達しました。

したがいまして、屈足小学校100年記念閉校協賛会を設立し、歴史と伝統を誇る母校を締めくくるにふさわしい記念行事を計画しております。これからの子どもたちの将来のため、1項目5点についてお伺いいたします。

1点目ではありますが、調整事項といたしまして、統合先であります。

2点目といたしまして、通学手段であります。特に中学生徒の下校時間帯です。

3点目ですが、教育活動の交流として統合先との児童、PTA慣らし交流についてどのように考えておられるか。

4点目ですが、100年閉校事業の支援についてお聞かせください。

5点目ですが、施設の有効活用であります。校舎、体育館、グラウンドについて、町の考え方をお聞かせください。

以上、5点について、ご答弁よろしくお願ひいたします。

[松本諫男議員 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 屈足小学校100年記念、閉校につきまして、答弁させていただきます。

はじめに、統合先についてであります。去る11月27日の屈足小学校のPTA臨時合同部会におきまして、今後の統合先については、屈足南小学校へ希望することが決定されたと伺っております。教育委員会としてもその希望を尊重し、自然な流れと判断して受け止めていきたいと考えております。

なお、今後の調整事項といたしまして、屈足小学校と屈足南小学校の関係者のかたがたにより、統合の在り方について協議する場の設定を教育委員会が行う予定であります。

次に、通学手段の関係ですが、現在実施されています、屈足中学校への通学状況を基本にしながら、学校における部活動等も勘案しながら、支障のないように今後検討してまいりたいと考えております。

教育活動の交流につきましては、慣らし交流といたしまして、学校間の交流授業を主体に、先生と児童が早く溶け込み、スムーズな統合が図れるよう、適切な回数の児童の交流ができるよう配慮する予定で考えております。

次に、100年記念、閉校事業への支援についてであります。100周年記念事業の前倒しの部分につきましては補助基準がございますので、ルールに従って支援してまいります。

閉校にかかわる部分につきましては、地域におけます事業内容を精査しながら検討させていただきます。別途支援していきたいと考えております。

最後に、施設の有効活用についてであります。地域には農村環境改善センターがございますので、施設の有効活用につきましては、郷土資料館として展示してはどうかとの意見や、コミュニケーションセンターとしての利用方法等の意見もありますが、地域の活性化を促進する施設への転換が望まれますので、教育委員会が中心となって、広く各階層の意見を集約しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 6番、松本議員。

◎松本諫男議員 3点目でありますけれども、教育活動、慣らし交流としての関連になるかと思ひます。統合先との教職員の異動でありますけれども、たとえ慣らし交流をしても、統合先に行った先生が1人もいないということになれば、少し心細い。そして、相談する先生もいないというようなことで、その辺のご配慮いただければなと考えております。

1点目ですけれども、ちょっと触れられたんですけれども、南小学校も今年50年を迎えられ、屈足小学校と南小学校の卒業生の数が、だいたい、ほとんど同じような状況

かなと聞いております。

その中で伝統ある学校になってきた、50年たってなってきたわけでございますけれども、屈足小学校と南小学校というのは、本家、分家というような関係でありまして、その校名に、ちょっと差し障りもあるのかと思いますけれども、校名についてもどうかかなと思っております。まして、今59歳か60歳の人までが屈足小学校卒業しておいて、それ以降のかたが南小学校卒業といったことでありますので、教育委員会のほうで調整してもらえるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

それと、地域の話し合いの場で、このような意見も出たわけですが、将来のことを考えれば、新得小学校にいつそのこと来てしまったらいいんじゃないのかという、大胆な意見も出たわけでございますけれども、そうなった場合どうなるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 3点ほど再質問ありましたので、お答えを申し上げます。まず教育活動の慣らし交流の関係ですが、これは当然、これからいろんな機会通じて教育委員会も支援をしてまいります。

その中で、教職員の異動ということで、屈足小学校の先生が南小へ行くことによって、子どもたちが心配ないよということなんですが、実は、さきほどお話しあったとおり、今7名の、事務官含めて7名の先生が、基準では5名になるかたちになります。そういうことで、一方的に出ていくかたちになりますので、今、教育委員会としては現体制をなんとか維持する方向で努力をしております。

それで、実は教員が1名と事務官が1名、この2名が、基準では置けなくなります。そんなかたちでなんとか、閉校を迎える、100年を迎えるということで、教育委員会でも先生がた減らさないかたちで努力してはありますが、なかなか厳しい状況ですけれども、2人ないしは1名ですね、なんとか残るように、これからも更に努力をしていきたいと思っております。

その中で望ましいのは、屈足小学校の先生が南小に行けば、子どもにとっては好ましいんですけども、そういう人事の絡みで、なかなか屈小から南小へあらかじめ異動ということがですね、なかなか現実的にはちょっと難しいのかなというふうに判断をしておりますので、その辺ちょっと、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それと2点目の、屈足小学校と南小学校の本家の関係の、校名の問題でございます。今までも何回か地域のかたからお話を聞いてまして、屈足地域のかたの気持ちは十分分かります。もともと屈足小学校がありまして、その後、屈足市街地の人口増加によって屈足南小学校ができたということがあります。

ただ、屈足南小学校もこの間、開校50周年を迎えました。その中で新たな気持ちで、屈足南小が再出発をしたということでもあります。その中で50年の歴史の中にですね、屈足南小学校の地域、卒業生、同窓生、父母のかたの思いも、またこれ、屈足小学校に勝るとも劣らないものがあると思っておりますので、なかなか難しい問題かなというふうに考えております。

ただ、教育委員会といたしましては、地域でそういう声がありますので、いちおう話し合い、意見交換の場を設けて、話し合っていきたいと思っておりますけれども、現状の判断ではなかなか、それぞれの地域の学校に対する思いがありますので、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

それと3点目の、大胆な、新得小学校のことですが、まだ、将来はまだ見えませんが、今はまだ、新得地区、屈足地区、それぞれ、大きな学校がございますので、当面は屈足地区の中心校は屈足南小学校というふうを考えてます。将来的には、町村合併等いろんなことがこれから出てきますので、将来的には新得小学校ということも考えるかもしれませんが、今の段階では、やっぱり屈足と新得、それぞれ中心校があって学校があるというかたちが一番望ましいかと思っておりますので、教育委員会としてはですね、屈足南小学校に統合を進めてやっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。15分までといたします。

(宣告 14時00分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き、再開いたします。

(宣告 14時15分)

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

[石本洋議員 登壇]

◎石本洋議員

1. 新屈足～熊牛間道路（通称新屈足千間坂）復旧について

やっと自分の番がきたかなという感じでございます。3点ほど質問をいたしたいと存じます。

まず、清水町道熊牛屈足間の、いわゆる千間坂についてであります。私は長年、この千間坂は新得町の区域だと思っておりました。不明だといえば不明の至りではありますが、新得町、鹿追町、清水町のいずれの図面を見ましても、町界が道路の東側にあり、そのように思っていたしであります。

それはともかく、この道路が決壊いたしましてから2か月ほどになります。新聞報道によりますと、この復旧には3か年ほどかかる由であります。その間、新得町新屈足、鹿追町上幌内の住民及びこの道路を利用される観光客、通勤者、また、この道路を利用して屈足市街に買い物に来るかたがたにたいへんなご迷惑をかけることとなります。

道路管理者が隣町でありますから、いたしかたないといえばいたしかたないのであります。困っている人が清水町民でなくて、清水町民以外のかたであるというところに問題点があります。

ここで、自らの町民は自ら守るという気概が欲しいものであります。仮に、国の公共施設災害復旧事業により復旧したといたしましても、あの程度の台風、豪雨等で決壊するとすれば、また将来、決壊の憂き目を見ないとも限りません。

この際、発想を変えて、新屈足・上幌内間道路を南に延長する、または、鹿追町上幌内34号を西に延ばし、いずれも十勝川左岸崖沿いに、上熊牛に行くである新道を建設してはどうかと思っております。当然、経費のかかることであり、他町村にかかることでもありますから、この際、自衛隊施設大隊等のご協力を得て、安く早く仕上がるように努力されてはいかがでしょうか。

地域住民の日常生活を考えれば、一時も早くこの区間が、安全で速やかに通れる日の来ることを願ってやみません。新得町100年の大計という観点から、町長のご所見をお伺いいたしたいと存じます。

2. 空き店舗対策について

次に、空き店舗対策といえますか、空き店舗活用策といえますか、お伺いしたいと存じます。新任の教育長さんを迎えて、教育関係の数多くの質問がありましたが、これもどちらかという社会教育面からの質問だと、ご理解をいただきたいと思えます。

新得市街本通りには、いくつかの空き店舗があります。最近ですが、なんらかのかたちでいくつかの空き店舗が利用されるようになり、町中も心なしか明るくなったような気がいたします。

しかし、まだ1、2か所、大規模な店舗がシャッターを下ろしたままになっております。できれば町で借り上げ、絵手紙、書道、絵画、写真等の作品展示場等に活用したらどうかと考えます。

幸い新しい教育長も自ら絵手紙を作成するかたでありますし、これからはソフトな面での充実が図られるものと期待しているものであります。できれば、新得町内の自然素材を基にして、絵画、写真を中心にした、例を挙げますと、美瑛の拓真館の小型版のようなものがないかと思っております。

新得は観光の町でもあり、観光客が一時を過ごす場所としてふさわしいのではないかと存じます。一石三鳥にも四鳥にもなるのではないかと存じますが、町長のご所見をお伺いいたします。

3. レジオネラ菌検査について

最後に、レジオネラ菌検査についてお伺いいたします。最近、レジオネラ菌の被害について、テレビ、新聞などで報道されております。全国的に死者も出ているとのことであります。しかも、北海道内でも全体に広がっているとのことであります。

レジオネラ菌は水温25度ないし45度で活発化するといわれ、温泉浴場など循環で湯を温めているところに多いといわれております。

本町内には町が関連する温泉、トムラウシ温泉東大雪荘、また、登山学校レイク・イン、それに駅前浴場がございます。したがって、レジオネラ菌との関連において留意する必要があるのではないかと存じます。これについての検査、対策など講じられているかどうかお伺いしたいと存じます。以上です。

[石本洋議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。ご質問にありました新屈足・熊牛間道路、通称新屈足千間坂であります。この復旧についてのご質問にお答えをいたします。

本年10月2日の台風21号による大雨の影響で、屈足に通ずる清水町の区域で道路が決壊いたしまして、新屈足のかたやこの区間を利用するかたがたに、現在う回路を利用していただいております。たいへんご迷惑をおかけしているところであります。

ご承知のとおり、この場所は清水町の町道でありまして、このため清水町では災害復旧事業としての申請を行いまして、一昨日に災害査定を受けたところであります。

現在の予定では、復旧工事の内容といたしましては、盛土工事が主な仕事になることから、冬期間に入る年度内の工事の着工は無理とのことでありまして、来春の融雪を待って着工される予定であります。

お聞きいたしますと、申請いたしました災害復旧にかかる工事費は、当初の見積もりより相当圧縮されたと伺っております。利用されるかたがたの不便を解消していただくよう、関係機関とも連携を取り、早期の復旧をお願いいたしているところであります。

ご質問でございます、別ルートを自衛隊の部外工事で新道建設をとの提案であります。お示しいただきました新道ルートにつきましては、石本議員もご承知かと思っておりますが、土砂崩壊防備の保安林に指定されている地区でありまして、更に、この地区の地質が、砂と風化した粘土から構成されるローム質火山灰性土であります。したがって、水を含むとすぐ崩れる性質をもってありまして、ガンケを見ていただければ想像いただけるかと思っておりますが、そういうところでありまして、したがって、地形的にも急しゅんなこのルートでの大規模な土木工事となります道路建設は、困難だと考えております。

2点目につきましては、教育委員長のほうからご答弁をいたします。

次に、レジオネラ菌対策であります。昨今、レジオネラ菌感染事故について報道されておりまして、また、身近な十勝管内でも汚染されている施設があるとの報道がなされたところであります。

レジオネラ菌は環境細菌でありまして、土壌や河川、湖沼、いわゆる湖・沼であります。などの自然環境に生息をしているといわれております。特に、冷却塔水、循環式浴槽など、20以上の温水の環境では、アメーバやカビがぬめりを作り多数発生をいたします。レジオネラ菌は、これを養分として大量増殖するといわれております。

この菌に感染された湯の細かいしぶきや、土ぼこりを吸入いたしますと、肺に菌が入り感染し、発症すると発熱や胸の痛みなど肺炎症状が表れるといわれておりまして、特に抵抗力の弱いお年寄りや赤ちゃんが発症しやすいと聞いております。

本町の浴場施設で講じております対策は、トムラ登山学校レイク・インにおきましては、浴槽の換水、清掃は、主浴槽は2日に1回、ろ過器の清掃は毎日、循環のパイプ内の掃除を年1回と、併せて塩素滅菌を常時行っております。レジオネラ菌検査は今後行うことを予定いたしております。

また、国民宿舎東大雪荘におきましては、浴槽の換水、清掃は4日から5日に1回、循環パイプ内の清掃は年1回と、常時塩素滅菌を行っているところであります。検査は8月に行いまして異常はございませんでしたが、その後も循環パイプの洗浄を行いましたので、再度検査を行う予定をいたしております。

公衆浴場につきましては、今年10月に全面的に配管工事及び内装工事を行いまして、町民の皆様には、快適な浴場としてご利用いただいているところであります。

衛生管理面におきましては、公衆浴場における衛生管理要綱及びレジオネラ症防止指針によりまして、浴槽の1週間ごとの清掃の徹底、ろ過器については塩素消毒を実施しており、管理設備の年1回の検査につきましては、帯広保健所新得支所と協議し、3月に実施をする予定であります。

また、この12月10日、帯広保健所主催で開催されましたレジオネラ症発生予防対策講習会に、レイク・イン側からと観光係が受講いたしておりますので、その内容を参考にいたしまして、今後は更に機器や装置の点検や改善を行いまして、衛生管理に万全を期して未然防止に努めていきたいと考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 石本議員の空き店舗対策のご質問にお答えいたします。

本町の作品展示につきましては、基本的には年間計画を立てまして、町公民館ロビーにおいて、町内はもとより町外のかたがたの書道、絵画、写真などのすばらしい作品をピックアップしまして、町民の皆様にご鑑賞の機会を提供し、好評を得ているところであります。

そのほかに、各文化サークルの1年間の学習成果を集約しました町民芸能芸術祭展示部門では、町公民館、屈足総合会館において、出品者、各団体が主体的に展示開催しているところでございます。

また、移動展示としましては、展示作品の管理が確保できる町内の公共施設等におきまして、文化サークル等のご協力をいただいております。教育委員会といたしましては、その際のパネル、作品展示物の搬出入、作品打ち合わせなどに側面的に支援しているところでございます。

ご質問の絵手紙、書道、絵画、写真などの常設の展示館を設置いたし、町内空き店舗の活用につき、かつ観光客にも楽しんでいただいておりますが、いくつかの課題があると考えております。

空き店舗借り上げの方法、作品展示施設可能スペースや照明施設の問題、展示作品の万全な管理体制、それに観光客のかたがたに楽しんでいただくための、ジャンルを問わない本町のすばらしい自然環境、文化伝統等の特色を持ち合わせた作品の確保など、解決が必要な課題がある状況であります。

また、根本的には、商店街活性化のための空き店舗対策をどうするかという、商工業振興の視点からの検討が必要でありますので、庁内関係課や商工会など、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、作品の所有権は個人でありますから、学習発表の場の拡大、充実を考えている文化サークルや芸術愛好者からご意見をいただくとともに、前段申し上げました課題について検討を行い、以上の条件整備が整えば教育委員会といたしましては、学習成果の発表の場として側面的に支援をしていきたいと考えますので、よろしくご理解をお願いいたします。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 町長から千間坂の関係で詳しくお話を伺ったわけですが、ただ心配なのは、圧縮された予算というお話がありましたので、われわれ素人考えでいくと、少なくとも1億円以上かかるなと思っていただけなんです、新聞で見ますと6,000万円。そして今の町長のお話でいくと、また更に額が下がるのかなと、こういうような感じがいたしますと、あの道路は過去の流失前と同じか、あるいはちょっと劣ったようなものになるのかなという感じがするわけですね。

それと、私が、この裏に図面が付いているわけなんです、決してガンケというところで、露出しているところを利用して造れというような意味ではなくて、ちょうどこの図面に出ているところはガンケでなくて、町長は保安林とおっしゃってましたから、たぶん考え方は、場所もだいたい同じ感覚だと思っております。

従来、私、質問をしますと、いつも保安林だという話が出てきます。確かに保安林はなかなかそう簡単に解除したりなんかできるものではないんですが、しかし保安林も人間がつくったものでありまして、人間が日常生活に必要な場合には解除をするとい

うことも可能なわけで、この例は全道的にも全国的にも数多くあるわけですね。

それから、火山灰地であるということでございますけれども、あそこにはいろいろと草木が生えているところをみますと、それほど今の土木技術からいくと、難しい問題ではないんじゃないかという感じがするわけですね。

それから、もう一つ大事なことは、これは新得町地域なのか清水町地域なのか、たぶん新得町地域なんだろうと思うんですが、あそこの千間坂の治山事業ですね、いろいろとあそこに造ってます。今回の災害もあの治山事業がかなり影響してるんでないのかというようなお話しも出ております。そういったようなことを考えますとですね、将来再びああいう災害を起こす恐れがあるという感じがしているわけでありまして。

次に、空き店舗対策であります。今いろいろと委員長さんがおっしゃいました公民館ロビー、芸能芸術祭、それから移動展、これはもう私も十分承知をしているところでありまして、なおかつこういう話を出すということは、やはり近間で多くの方が、しかもこれは教育委員会だけの業務でないんですが、地域の活性化、商店街の活性化にもつながってくるわけなんです。そういう意味を含めて一石三鳥も四鳥もなるよとこういうことを言ってるわけなんです。

運営の方法は、やはりある程度ボランティア団体にさせるし、それをさせるように努力するのが行政だと、こう思うわけなんです。

また、作品もできればさきほどお話ししたように、新得町内の自然を撮った写真、あるいは描いた絵画ということであると、旅人が寄って、買いたいなというときには売ってもいいんじゃないかと。仮に1万円で売れたら、10パーセントは運営費として出してもらうんだよといったようなかたちでやるのも一つの方法だと思いますね。

ですから、そういういろいろな面、私が言わなくとももう行政でもよく分かってるわけなんです。そういうかたちの中でいろいろな面を考えて、こういうようなものを呼び水としてつくったらいかがなんでしょうかという話をしているわけで。

当然、照明だとか安全対策だとか、そういうことも必要です。それも、できればボランティア団体の育成というかたちの中で、ボランティアというものをつくった人たちや絵を描いた人、あるいは写真を撮った人とか。そしてそれが売れる場所だよと。公民館でやると売れませんがね。

ですから、そういうふうに「あ、これ欲しいな」と思うと自由に買えるような場所もあってもいいなという感じがするわけなんです。そういう、そのほかにもいろいろと問題点あると思います、課題としてね。そういうのを乗り越えて、なんとかやろうじゃないかという気持ちが湧いてこない、町の発展っていうのが出てこないわね。

それから3番目のレジオネラ菌対策については、たいへん町長、詳しくお話しをいただきましたので、私としては満足しておりますし、まあ、原稿を書いたのは担当者だろうと思うんですが、担当者もいっしょうけんめい勉強されたなという気がして、本当に敬服をしておるしだいでありまして。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 千間坂の問題についてお答えをしたいと思います。今回、おかげさまで災害査定を受けて、結果、早々に採択になる予定でありまして、採択になった暁には、14年度の事業として繰り越して、融雪を待って着工すると、そういう段取りになっていく予定でありまして、秋ぐらいまでには出来上がっていくと考えております。この間は依然として、地域の住民の皆様がた含めてご迷惑をおかけすることになるわけであり

ます。

この災害査定を受けて復旧事業をするということは、あくまでも災害を受けた、損害の範囲内において工事を進めるというのが大原則でありますから、したがって査定の結果、ただいま申し上げたようなかたちで、かつて3年くらいかかるのではないかといったものが、比較的早くできるという見通しがついたわけであります。

代替道路のお話し、これは従前から石本議員の持論のようではありますが、しかしここはなんといっても、土砂崩壊の防備保安林でして、いってみれば崩れやすい土質であるがゆえに、あえてそういう保安林として指定をしてあの場所を保全してるわけです。手をつけますと、また当然そこから崩れていくと、そういう土質であるということを、まず理解をいただきたいと思っております。

したがって、34区あの崖の治山工事というのは、もうずっと継続して、いくらお金をかけてるか分からないくらい治山工事が進んでいる場所であります。なんでそんなに治山事業が必要なのかと。まさに土砂崩壊防備の保安林であって、そこに手がついたからですね。畑は縁まで起こしてしまった結果、上から崩れていったりとか、そういういろいろあるわけでした。

ですから、そういう場所には手をつけないというのが、実は大原則なんであります。そのことをご理解いただきたいと思っております。

もし、その解除を受けてやるとしたら、その道路をつけた暁に、本当に崩れない証明まで付けなかったら、これは解除になりません。それだけ厳格なものだということを、ひとつこの際ご理解をいただきたいと思っております。

また、今回の34区の清水町界でありますけれども、道路が決壊したのは、ある意味では人為的な原因があったと私どもも考えております。

それはなぜかといいますと、治山工事をやって、それで土留めを木製で実はやられておったわけでありまして、それが、時間が経過したことによって、木であるがために腐食をしてしまったと。それが今回の雨と、それから土砂で、一挙に押し流されてしまったというのが決壊の原因であったわけでありまして、そうした面をある程度今回の復旧の中で、どこまでできるか私も技術的なことはよく分かりませんが、整備がなされると、同じようなことにはならないのではないかとこのように見ているところであります。

◎湯浅亮議長 佐々木教育長。

◎佐々木裕二教育長 空き店舗対策の作品等の展示の関係についてお答えを申し上げます。

運営とか施設の改修等については、ボランティアでできるのではないかとお話しにもございましたけれども、さきほど委員長からお話しされましたとおり、いろんな課題がたくさんございます。空き店舗、これを借りなきゃならない問題。それと展示するための、壁とかあるいは照明施設の改修ですとか、あと、その展示も大切な作品ですので管理をちゃんと置かなきゃならない。こういういろんな問題がございます。

それと観光のかたに楽しんでもらうには、それなりのちゃんとした著名なかたの作品でないと、なかなかうまくいかないというふうに考えています。

さきほど、例えばということで、美瑛の拓真館のような施設というお話しございましたけれども、拓真館は写真家の前田さんというかたがですね、美瑛地区、上富良野地区、パッチワークの丘の風景写真で有名なかたでして、それでもってたくさんの観光客が訪

れてきますけれども、そういうかたは、作品が地域とのかかわりがあってですね、地域にああいう作品展示施設がございます。

なかなか新得地区に、そういう新得町とかかわりのある写真家とか美術家は、今のところなかなかおりませんので、町内の文化愛好者によります、市街地の作品展示の会場というのは、なかなか難しいかなと思ってます。

それと、現在教育委員会のほうにも、町内の各文化団体愛好者から、「今のは手狭で困る」と、新たな作品展示の場を求める声も特にございませんし、いろんな運営の面で、そういう愛好者のかたの自主的な運営は求められますので、これからこういう文化サークルですとか文化、芸術の愛好者の声も聞きながら検討をしていきたいと思ってます。

ただ、基本的には空き店舗対策、これは文化関係だけでなく、やっぱり商工業発展のために、商店街をどうするかという問題が基本的なものでありますので、それも含めながら、これから関係課や商工会など、関係機関と連携を図りながら検討していくことが大事だと思ってますのでご理解をお願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 なかなか、こういう議論というのは平行していくもので、どっかで合流するということが難しい問題でございますので、だいたいこの辺でやめようと思うんですが。

まず、道路の関係についていえば、私はどうしても町村合併との絡みで考えてしまうんですよ。やっぱりいち早く、この道路でどうだというような、町村長がたとの話し合いのかたちの中で、新しい発想で道路を造るにはどうしたらいいかっていうことを話し合う機会があってもいいんじゃないのかなと、こういうような感じがするわけですよ。そういう意味で、これはもっともいい協議の場だったんでないのかなという感じがするわけで。

確かに町長さんがおっしゃるように、あの場所の地盤といい、それからいろいろな条件というのは難しいものがあるかもしれません。しかし、難しい中で、うまくできると考えたり、やったりした人というのはたいへん喜びというものがわいてくる。難しければ難しいほど喜びがわいてくると思うんですね。

実は、これは新聞で見た言葉なんです、「歴史に人あり」と。「人に志あり」と。そしてここでは「企業に魂あり」とこう言っております。ここは町自治体というふうに考えるといいわけです。

私ずっと考えてみると、新得町の歴史で人というと、差し当たって目に付く、耳に入る、頭に浮かぶのは平野栄次さんね。あの人もいろいろと計画を立てて、町民に呼び掛けて、そしていっしょうけんめい頑張って、石勝線をああいうふうにされたということ。それは平野栄次さんに志があったからだと。そのことによって新得町は魂が入れられたといったようなことで、できるならば斉藤町長さんが将来、斉藤町長さんは歴史において志のある、そして新得に魂を入れたかただというような時代が来ることを、ぜひこいねがって質問を終わりたいと思います。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 平野栄次さんには、残念ながら遠く及びもつかない立場でありまして、私自身がそのことを自認いたしております。

それから、千間坂の問題でありますけれども、これは物理的に可能かどうかということが一番の原点であります。

それからまた、今お話しありました合併の問題で、その延長線上で、将来的な、その地域の発展方策をどうするかということは、これまた別次元の問題だと、まず考えております。合併問題というのが、今後どういうふうに進展をしていくかというのはこれからの話でありまして、そうした過程の中で、より必要なもの、そしてその物理的に克服できるものがあるとすれば、それは当然検討されていくべきことと、このように考えております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

[吉川幸一議員 登壇]

◎吉川幸一議員

1. 平成15年度予算編成について

本日最後の一般質問者になります。私も今期4年間の中で、この一般質問が最後になるだろうと。今日は受けをねらって一番最後をねらったんじゃないじゃなくて、たまたま順番が最後だったというのをご了解いただきまして、予算につきましては3項目目にしゃべっております。最後のお願いでございますので、再質問等含めて、予算をつけてやるというまで、今日はしゃべらせていただきたいと思いますので、少々のお時間をいただきたいと思います、そのように思っております。

平成14年の定例第4回一般質問に、3項目についてご質問をさせていただきます。町長さんのご答弁、よろしくお願いを申し上げます。

1項目目は、平成15年予算編成についてでございます。今は、各課の職員が検討された予算案を削減する、どうしてもこの予算は必要だとのやり取りをしている時期だと思っておりますが、そこには町民の人々が期待をしている夢や、新得町に住んで良かったと思われる、潤いのある予算が取り入れられておるだろうか。どんな予算編成になるのだろうかと思うと、期待をし、わくわくしている1人でございます。

本題でございます。町長としては15年度の予算編成方針における抱負と目玉と、また、予算編成の苦悩についてお聞かせをいただきたい。ご答弁、よろしくお願いをいたします。

2. 町村合併について

2項目目は、町村合併についてでございます。午前中、黒澤大先輩の議員と菊地委員長の質問と重なっておりまして、私の質問は、ほんとうにこの両議員に重なるかなと思っておりますが、聞いていただきたいと、そのように思っております。

今は毎日のように新聞紙上で各町村議会での質問、また取り組み方が書かれております。なにになに協議会、なにになに委員会を設立して、町民を入れての勉強会が行われ、合併のメリット、デメリットを検証されておるところでございます。

新得町はいち早く検証を広報で発表、読ませてもらいました。私自身も町村合併については何回も質問をさせていただいております。

国は町村数を3分の1にする、また小規模自治体は合併しなければと。その町の歴史を踏みにじり、町村の権限にも入り込む発言を繰り返し、繰り返し発表したり、特例法の期限を決めたりしていることは、私は合併の既成事実を作り上げたい思惑があり、現実にこんな暴挙ができるのかなと思うときもでございます。

交付税の削減をされる中、町としてのかじ取りは非常に難しくなると思っておりますが、

今、合併に対して私の考え方は、反対の考えを持っております。自立の道を町民と一緒に模索すべきだと思っておりますが、町長は自立の道に対してどのように考えておられるか。予算を含めてご答弁よろしくお願いを申し上げます。

今、「わが町は合併しないぞ」と発表したところもありますが、合併反対、国に対して異議を唱えても、西尾私案だとか、小規模自治体は合併、人口1万人以上住んでなければいけないという一定の枠を、次から次と打ち出されているのが現状であります。ある日突然、強制的に予算を削り、合併の話を進められるときがくるかもしれないと思います。

今、十勝の各町村は、消防事務組合5ブロックの枠で合併の話し合いを強制されておりますが、私は、新得町としては一番ベストな考え方として、同じ人口の悩みを持つ町、1万人以下の町、鹿追、土幌、上土幌との交流が必要なのではないかと。いろいろな方面で、十勝では一番になれる要素を持ち合わせていると思っております。強制的に合併をさせられるときには理想だと、この4町の組み合わせは思っております。各町それぞれが、今は自立の道を模索しているとき、4町がいきなり合併を前提の話は現状では無理かなと思っております。

ここで提案でございます。ただ私は、合併の話というのではなく、新得町にとって隣の鹿追町とは、特例法の期限などは気にせず、小規模自治体として国からの権限、財源などで圧力をかけられた場合、共同歩調ができ得る町、町の将来を互いに語り合うことができる町、職員の交流、議員の交流を通して、情報交換、意見交換の勉強会が持てることのできる町、町同士になれないかとの思いでいっぱいでございます。

私、一議員の考え方の質問というとはえ方ではなく、新得町町民多数の思いが込められているという考え方で、町長は、鹿追町に対して町同士で交流ができるよう、働き掛けをしていただきたいと思っておりますが、町長のご答弁、よろしくお願いを申し上げます。

3. 屈足地区単身者用住宅の建設について

3点目は、屈足地区単身者用住宅の建設でございます。前の質問、ちょっと声のトーンが高かったので、気がひけておりますが、簡単にします。

町長の政策で、屈足に単身者の数も増えてきている現状でございます。たいへん屈足地域の住民は喜んでいらっしゃるところでございます。常日ごろ、地域で屈足のことを考えていただいているすばらしい町長だという話を聞きますと、私も日ごろ応援している一人として鼻高々でございます。

お願いがございます。今、単身者住宅は8戸、入居できなくて困っている人、住宅がなくて他町から通っている人もおります。本町ではない、悲しいかな民間の業者の人の建設がしにくいのが現状でございます。絶対数がないのでございます。もう1棟4戸、建設する予算を15年度の中に入れていただきたいと思っておりますが、優しくすばらしいご答弁を期待して、最後の一般質問に終わらせてもらいます。

[吉川幸一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えをいたします。ただいま、新年度の予算編成を行っているところでありますが、まだ地方交付税の具体的内容に不明な点がございますけれども、14年度と比較をいたしまして、5億円程度が削減になるのではないのかと予想をいたして

いるところであります。

現在進めております予算編成につきましても、歳入の総額が今年度の73億と比較をいたしまして、現在のところ6億円程度削減になる見通しでありまして、67億円程度の歳入となる見込みであります。

これは交付税のほかに地方税のほうも、新年度では固定資産の評価替えの年でありまして、償却等に伴って町税そのものも落ちていくと。併せて個人、あるいは法人町民税も含めて、たいへん厳しい状況であります。

また、平成15年度の主な事業といたしましては、消防庁舎建設のための実施設計、上佐幌地区道管畑総事業、いわゆる営農用水事業でありまして、その初年度になるかと考えております。また、下水道の終末処理場の機器更新と。年数がたいへん経ってきておりまして、機器の劣化が進んでおります。そうしたことにも取り組んでいきたいと思っておりますし、また、公営住宅の建設、あるいは定住促進対策などを予定いたしているところであります。

いずれにいたしましても、15年度の予算編成にかかる財源不足は、予想以上の厳しさがございます。従前のような考え方で進めていくことは、まず不可能ではないかと思っております。

それだけに、いろんな見直しを進めながら、また、プライマリーバランスを基本において最重点優先度を十分検証し、また、第6期総合計画との整合性も取りながら、そのうえで立って、町の活性化を図るべく予算編成をしていきたいと思っております。

次に市町村合併であります。前段で黒澤議員、菊地議員にもお答えをいたしました。が、合併をしないで、単独で生きる道があるとすれば、私自身もちろんでありますし、また、町民の皆さんがたにおかれましても、また議員の皆さんがたにおかれましても、その道を進むべきだと考えているものと思うところであります。

しかし、今まで報じられている情報等から判断をいたしまして、小規模自治体では権限と財源が大幅に縮小されようとしておりますので、その前途はたいへん厳しいものがあるのではないかとこのように考えております。

次に、合併する場合の組み合わせの問題であります。道が示したパターンのほかに、いろいろな組み合わせが想定されるのではないかと考えております。1万人以上の基礎的自治体を目指す方法もあるでしょうし、これはまだどうなるかは分かりませんが、西尾私案でいわれている、市規模の組み合わせということも一つのパターンとして当然考えられるわけでありまして。

また、西十勝地区、あるいはもう少し多町村での合併、あるいは大きく十勝を一つという意見も管内には存在しておりますので、そうしたいろいろな多様な枠組みが考えられるわけでありまして、今後ともその在り方についての検討がなされていくこととなります。

ご質問の鹿追町との関係であります。清水町とともに行政機関やあるいは団体、また、生活圏も同じでありまして、町民の交流も深く、西部3町の一員としてたいへん深いつながりがあると考えております。一般論として申し上げますけれども、私の合併に対する基本的な認識といたしましては、仮に合併する場合、合併以後の新しい自治体が、財政問題等を含めて将来的活路が開けて、自立していけるかどうかということが、どの自治体においても極めて大事な問題だと考えております。

そこで、ただいまのご質問は、今後とも近隣町の一つとして、広域行政なども視野に

いらっしゃる。この入居率っていうのを新得町はどのようにとらえられているのかなと。

私は、新得町によそから来たいっていうときに、公営住宅は常に1戸か2戸空いていても、これはよそから来る人のために必要なんじゃないかなって思うんですよ。

建て替え計画も、これも然りだと思いますけれども、やっぱり新得に住みたい、新得の公営住宅に入りたいっていうときに、「はい、入れますよ」っていうぐらいの、公営住宅の空きがあっても、全体の入居率には影響しないんじゃないかなと思っております。

忘れられているっていつてあきらめたわけではございません。来年度公営住宅が建つようでございますので、これに付け加えていただけたらいいなと思ってますが、ご答弁、よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 暫時休憩いたします。15時30分までとさせていただきます。

(宣告 15時20分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き、再開いたします。

(宣告 15時32分)

発言の取り消しについて

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 さきほど再質問の中でですね、私、隣町鹿追と合併っていう言葉じゃなくて、同じ1万人以下の悩みを持って強制的にやられたときに、職員の交流ですとか、議員の交流、また、同じ悩みを話し合うっていうふうにして、いろんな面で隣町とは交流したらいいんじゃないかなと。

そういうふうな思いもございまして、ここに、さきほど記者さんたちがですね、私の思いを書いてくれていう中で、———そういう言葉は、私個人の行き過ぎかなって思いますので、隣町とのことはですね、

———悩みを話し合う、そんな町との話し合いを町長にしていただけないかなっていう思いでございます。

記者の人、ひとつよろしくお願いを申し上げて、再質問の中の———ちょっと取り下げていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 議長から申し上げます。ただいま吉川議員の発言は、———という部分について、議事録から削除させていただくということでご了解願いたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 吉川議員、思い余っていろいろな発想をされてですね、ご発言があったんだと考えておりますが、ただいま、その部分については、取り消しということでありまして、そこで、この合併を考えますときに、私は非常に慎重でなければならないと、基本的に考えております。どの町もみんな自分の町がかわいいわけでありまして、それ

だけに、それぞれの町、町民の皆さんがたは自分の町に対する誇り、あるいはプライドを持っているわけであります。この合併問題ってというのは、それを超えて合意を目指していくってことなんだろうと思うわけであります。

したがって、私自身もこの問題を考えていくうえにおいては、これからもより慎重に、そしてまた、お互いに将来を見越しながら、そうした行政上の課題含めて話し合いをしていくべきものだと、このように思っているところであります。

そこで、鹿追町との関係、さきほど基本的な考え方、あるいは合併についての基本認識は、さきほど申し上げたとおりでありまして、そうした信念のもとで、これからどういふかたちで全十勝的に合併論議が進んでいくか、まだまだ今の段階では見越せる状態にはなっていないのではないかと、そう考えております。

しかし、合併に対しての各市町村、市も含めてだと思いますが、市町村の考え方は、最近になりまして、なんて言いましょうか、それぞれの自治体ごとで議論が加速してきてるといふ現実も踏まえて、今後とも慎重な対応をしていきたいと思っております。

さきほどからお話しありますように、小規模自治体は小規模自治体としての悩みを抱えております。したがって、そういうことを率直に、そしてまた、お互いに対等の立場で考えていくことでありまして、各論の問題については、協議のテーブルについてから議論される問題と、そのように理解をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

肝心の話をお忘れておりました。公営住宅につきましては、新年度で屈足に平屋1棟2戸を建設する予定であります。それから、新年度の予算の中で、公営住宅の空き室の浴場改修につきましては、10戸分ほど予算措置をする予定をいたしておりますので、当面それで間に合うのかなと考えております。

ただし、さきほど申し上げましたように、単身者の賃貸住宅が仮に建てるとした場合に、その需要を見込めるとすれば、それはそれで私は、十分検討できる事項ではないかと思っております。ただ、私ども、今現在で空き室待ちをしている数を見るかぎりでは、公営住宅のお風呂の取り付けだけで収まっていくのではないかと、そのように見ております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 台本が無くてですね、私は常に発言に行き過ぎがあるのかなと。いろいろ慎重にならなければいけないときに支障のあることを吐いてございますが、さきほどの再質問の中で、私は、町長は住民参加の協議会だとか、いろんな問題を住民とともに考えていくと常に述べられているし、今も前回も述べてございます。

菊地議員の質問のときに、交付税20億、それから予算規模が60億円を割ったときが、新得町の財政的に住民と話し合って、合併論議が持ち出せなければ新得町は苦しくなるんじゃないかなと、そのようなご答弁をされておられましたけれども、もうちょっと、町民全体が斉藤町長を応援したわけですから、町長個人でですね発言をされても、私はみんなが容認していると。

今日の新聞でも芽室の常山町長もしゃべっておりました。もうちょっと自信を持ってですね、町長の声で新聞社の答弁に答えていただいても、住民はついて行くってことを自覚をしていただけたらなと、そのように思っております。

2回も忘れられているものは、10戸予算がついたってということで、まあ、しょうがないのかなとそのように思っております。

合併問題は、非常に具体的なものがなく、「れば」「れば」の「こうなったら」、常に受け身の態勢で町村は今考えさせられてる状態で、なかなか質問と答弁とがかみ合わない、これはもう十分理解してございます。今後とも頑張って新得町のかじ取りをしていただけたらと思っております。

ご答弁はしていただけたらしていただくし、決意だけ、そしたらご答弁お願いいたしたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 合併問題というのは、まさにお互いに相手のある話でありまして、自分だけでは、これは決めることができないわけでありまして。

よって、今日の一連の議会でも、何人ものかたがたから合併に対するご質問をいただきましたし、また、住民会議も近く立ち上げると。

また、議会のほうにこの問題の協議会も設置されたということでもありますので、いろんな面で率直に語り合える場というんでしょうか、そしてその気持ちを一つにしていくということが極めて大事だと。そうしてそういう方向性をつくりながら、やはり住民の皆さんがたにも、そうした経過なり、考え方というものを伝えていくことが大切ではないかと思っております。

今日の議論を通して、議員の皆さんがたの考え方も十分掌握できたと考えておりますので、今後はそうした立場で慎重に、この問題に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第4 陳情第1号 「年金引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を
求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第4、陳情第1号、「年金引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

散会の宣告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 15時45分)

第 3 日

平成14年第4回新得町議会定例会（第3号）

平成14年12月19日（木曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第89号	平成14年度新得町一般会計補正予算
2	意見案第7号	審査結果について
3	意見案第10号	審査結果について
4	意見案第11号	審査結果について
5	意見案第12号	審査結果について
6	意見案第13号	審査結果について
7	意見案第14号	審査結果について
8	陳情第1号	継続審査の申し出について

会議に付した事件

	諸般の報告（第3号）
議案第89号	平成14年度新得町一般会計補正予算
意見案第7号	審査結果について
意見案第10号	審査結果について
意見案第11号	審査結果について
意見案第12号	審査結果について
意見案第13号	審査結果について
意見案第14号	審査結果について
陳情第1号	継続審査の申し出について

出席議員（17人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	藤 井 友 幸	議員
3 番	吉 川 幸 一	議員	4 番	千 葉 正 博	議員
5 番	宗 像 一	議員	6 番	松 本 諫 男	議員
7 番	菊 地 康 雄	議員	8 番	齋 藤 芳 幸	議員
9 番	廣 山 麗 子	議員	10 番	金 澤 学	議員
11 番	石 本 洋	議員	12 番	古 川 盛	議員
13 番	松 尾 為 男	議員	15 番	黒 澤 誠	議員
16 番	高 橋 欽 造	議員	17 番	武 田 武 孝	議員
18 番	湯 浅 亮	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長	小 笠 原 一 水
監 査 委 員	吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝
総 務 課 長	畑 中 栄 和
企 画 調 整 課 長	長 尾 正
税 務 課 長	富 田 秋 彦
住 民 生 活 課 長	小 森 俊 雄
保 健 福 祉 課 長	秋 山 秀 敏
施 設 課 長	村 中 隆 雄
農 林 課 長	浜 田 正 利
商 工 観 光 課 長	西 浦 茂
児 童 保 育 課 長	高 橋 末 治
老 人 ホ ー ム 所 長	高 常 松 敏 昭
屈 足 支 所 長	長 谷 川 貢 一
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	武 田 芳 秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	佐 々 木 裕 二
学 校 教 育 課 長	高 橋 昭 吾
社 会 教 育 課 長	齊 藤 正 明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 加 藤 健 治

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	田 中 透 嗣
書 記	渡 辺 美 恵 子
書 記	田 中 光 雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第3号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第89号 平成14年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第1、議案第89号、平成14年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第89号、平成14年度新得町一般会計補正予算、第7号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ788万2千円を減額し、予算の総額を74億8,419万5千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

4款、衛生費の環境衛生費では、公衆浴場改修工事の執行残の整理と、負担金補助及び交付金では、屈足市街地の道道歩道拡幅工事に伴う、岩の湯さんの3か月休業分にかかる補助金を減額しております。

また、町内廃屋撤去の予算を当初15件分、369万円を計上しておりましたが、現段階では22件の見込みとなり予算が相当額不足をいたしますので、今回増額補正を対処してまいりたいと思います。

4ページ、歳入につきまして、16款の繰入金では、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 執行残で983万円残っておりますが、これは当初やる予定のどこが違ったんでしょうか。ご説明を願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 工事の中身は同じですけれども、入札による減でございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第89号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第2 意見案第7号 地方税源の充実確保に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第2、意見案第7号、地方税源の充実確保に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は修正可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第3 意見案第10号 国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第3、意見案第10号、国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第4 意見案第11号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第4、意見案第11号、季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第5 意見案第12号 基礎年金の国庫負担割合を速やかに2分の1に引き上げを求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第5、意見案第12号、基礎年金の国庫負担割合を速やかに2分の1に引き上げを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第6 意見案第13号 地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書

◎湯浅亮議長 日程第6、意見案第13号、地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小や合併押し付けに反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第14号 町村自治の確立に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第7、意見案第14号、町村自治の確立に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 陳情第1号 継続審査の申し出について

◎湯浅亮議長 日程第8、陳情第1号、「年金の引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の、継続審査の申し出についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり、総務常任委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件については委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。よって、平成14年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時14分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 4 年定例第 4 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (1 4 . 1 2 . 1 0)

開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5
日程第 2 会期の決定.....	5
諸般の報告(第 1 号).....	5
行政報告.....	6
日程第 3 議案第 7 8 号 公平委員会委員の選任同意について.....	6
日程第 4 議案第 7 9 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について.....	8
日程第 5 議案第 8 0 号 十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び 十勝環境複合事務組合規約の変更について.....	1 1
日程第 6 議案第 8 1 号 新得町駐車場設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	1 2
日程第 7 議案第 8 2 号 新得山スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条 例の制定について.....	1 3
日程第 8 議案第 8 3 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	1 7
日程第 9 議案第 8 4 号 平成 1 4 年度新得町一般会計補正予算.....	1 8
日程第 10 議案第 8 5 号 平成 1 4 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正 予算.....	2 4
日程第 11 議案第 8 6 号 平成 1 4 年度新得町老人保健特別会計補正予算.....	2 5

日程第 12	議案第 87 号	平成 14 年度新得町介護保険特別会計補正予算.....	26
日程第 13	議案第 88 号	平成 14 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算...	27
日程第 14	意見案第 10 号	国有林改革における北海道森林管理局帯広分局機能 の存続と同分局森林技術センター存続・機能強化に 関する要望意見書.....	27
日程第 15	意見案第 11 号	季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書.....	28
日程第 16	意見案第 12 号	基礎年金の国庫負担割合を速やかに 2 分の 1 に引き 上げることを求める意見書.....	28
休会の議決.....			28
散会の宣告.....			28

第 2 日 (1 4 . 1 2 . 1 8)

開議の宣告.....			31
諸般の報告(第 2 号).....			31
日程第 2	意見案第 13 号	地方自治の原則を守るため、小規模町村の権限縮小 や合併押し付けに反対する意見書.....	31
日程第 3	意見案第 14 号	町村自治の確立に関する意見書.....	31
日程第 1	一 般 質 問.....		32
	〔一般質問〕		
	黒澤 誠議員	・町村合併の行方について.....	32
	菊地康雄議員	・町村合併について.....	34
		・ゆとり教育実施後の学校教育環境の変化について.....	35
		・観光行政の在り方について.....	35

宗像 一議員	・学校5日制の様子について.....	5 1
	・教育指導員の配置について.....	5 2
千葉正博議員	・「家畜排せつ物法」におけるふん尿処理について.....	5 7
廣山麗子議員	・ごみの有料化に向けた取り組みについて.....	5 9
松本諫男議員	・屈足小学校100年記念、閉校について.....	6 2
石本 洋議員	・新屈足～熊牛間道路（通称新屈足千間坂）復旧について.....	6 5
	・空き店舗対策について.....	6 6
	・レジオネラ菌検査について.....	6 6
吉川幸一議員	・平成15年度予算編成について.....	7 2
	・町村合併について.....	7 2
	・屈足地区単身者用住宅の建設について.....	7 3
発言の取り消しについて.....		7 7
日程第4 陳情第1号	「年金引き下げ計画中止を求める意見書」の提出を求め る陳情書.....	7 9
散会の宣告.....		7 9

第3日(14.12.19)

開議の宣告.....	8 3
諸般の報告(第3号).....	8 3
日程第1 議案第89号 新得町一般会計補正予算.....	8 3
日程第2 意見案第7号 審査結果について.....	8 4
日程第3 意見案第10号 審査結果について.....	8 4
日程第4 意見案第11号 審査結果について.....	8 5
日程第5 意見案第12号 審査結果について.....	8 5
日程第6 意見案第13号 審査結果について.....	8 6
日程第7 意見案第14号 審査結果について.....	8 7
日程第8 陳情第1号 継続審査の申し出について.....	8 7
閉会の宣告.....	8 7